

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成22年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成22年3月17日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成22年 3月17日 水曜日
開 会 午前10時 3分
散 会 午後 5時50分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第15号議案 沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第16号議案 沖縄県伝統工芸産業振興条例の一部を改正する条例
- 3 乙第17号議案 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第18号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 陳情平成20年第80号、同第84号、同第139号、同第158号、同第198号、同第201号、陳情平成21年第39号、同第48号、同第53号、同第123号、同第129号、同第130号、同第174号の2、同第182号、同第183号、同第191号、同第194号、同第211号、同第212号、陳情第15号、第19号、第25号、第35号、第36号、第39号、第47号、第51号、第54号及び第55号
- 6 農林水産業について（農林水産業予算の削減について）（追加議題）
- 7 労働問題について（那覇地域職業訓練センターの廃止問題について）（追加議題）
- 8 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	玉城	ノブ子	さん
副委員長	瑞慶覧	功	君
委員	中川	京貴	君
委員	座喜味	一幸	君
委員	辻野	ヒロ子	さん
委員	具志	孝助	君
委員	仲宗根	悟	君
委員	当銘	勝雄	君
委員	渡久地	修	君
委員	前島	明男	君
委員	玉城	満	君
委員	上里	直司	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	比嘉俊昭	君
森林緑地課長	長間孝	君
観光商工部長	勝目和夫	君
産業政策課長	上原俊次	君
新産業振興課長	武村勲	君
商工振興課長	嵩原安伸	君
経営金融課長	比嘉清市	君
企業立地推進課長	安里肇	君
情報産業振興課長	米須清光	君
雇用労政課長	湧川盛順	君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第15号議案から乙第18号議案までの4件、陳情平成20年第80号外28件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第16号議案沖縄県伝統工芸産業振興条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目 和夫 観光商工部長。

○勝目 和夫 観光商工部長 観光商工部関係の議案につきまして、御説明いたします。

説明に入ります前に、議会配付資料であります平成22年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）を使用いたしますので、委員のお手元にありますかどうか、御確認ください。

それでは、お手元の議案書平成22年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の54ページをお開きください。

乙第16号議案沖縄県伝統工芸産業振興条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、県が実施している染織物検査制度の検査手数料の上限について、平成16年度に改正して以来、相当の期間が経過していることから額の適正化を図るために条例の一部を改正し、検査手数料の上限を150円から220円に引き上げることを定めるものであります。

この条例は、平成22年4月1日から施行する予定であります。

以上が乙第16号議案の概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

上里直司委員。

○上里直司委員 今、御説明のありました検査手数料、これはだれがだれに払っている手数料なのかということと、その手数料でどういうことをしているのか、そのことについて御説明ください。

○嵩原安伸商工振興課長 染織物に関して検査制度がございまして、生産者が検査所に製品を持ち込む際に支払うということで、生産者から県に対する支払いということになります。

○上里直司委員 生産者が県に支払うものなのですか。

○嵩原安伸商工振興課長 この検査制度は、県内9カ所に今10名の検査員を配置して実施しておりますが、その検査員を県が委嘱しまして検査するんですが、その一品一品ごとに手数料、現在ですと帯・着尺で150円と。あと、その他小物類で30円でございますが、そういったものを支払うということでございます。

○上里直司委員 委嘱をしているということですから、この人件費というのは、県が採用しているということなんですか。

○嵩原安伸商工振興課長 県で採用しております。非常勤職員という形です。

○上里直司委員 最初に質疑したのも、時間の経過があったので、平成16年度に改正したのだから上げたと言っていました、この220円というのは、県としてはこの財源をどういうふうに使っているんですか。特別会計というか、そういう会計があって、受け入れて伝統工芸産業に従事するのに使っているのか、人件費として使っているのか、この受け入れたものをどうやって使っているんですか。

○嵩原安伸商工振興課長 収入としては特定財源に入れているということです。

○上里直司委員 特定財源にして、何に使っているのかと聞いているのです。

○嵩原安伸商工振興課長 この検査事業で、平成21年度事業トータルで1500万

円コストがかかっております、それに充当しているということでございます。

○上里直司委員 その特定財源も1500万円あるということなんですか。

○嵩原安伸商工振興課長 検査手数料として平成20年度実績で144万円でございます、残りは一般財源で賄っているという状況でございます。

○上里直司委員 値上げをする理由が、今聞いた説明だと、平成16年度に改正しただけだからとしか聞いていないんです。行財政改革ということで一般財源をもう少し、皆さんの財源負担を補いたいからそうしているんだという説明があればわかるんだけど、それも一切なくて、平成16年度に改正したから古くなっているでしょうという説明だけだったら、これは全く説明になっていないですよ。それを皆さんがはっきり言えばいいではないですか、財源負担を軽くしたいからと。それを言ってください。それとこの収入自体はふえているのか。皆さんの検査手数料ということで言えば、伝統工芸産業が活性化することとはふえるわけでしょう。現在、どうなっているんですか、この収入自体は。

○嵩原安伸商工振興課長 最初に改正をする理由ですが、委員おっしゃるように、この手数料の見直しについては行財政改革プランに基づいて3年ごとに見直しをするということになっておりまして、受益者負担の原則、それから負担の公平さの観点から3年ごとに見直しということで、今回改正させていただくということでございます。それから手数料の実績でございますが、手元のデータで平成16年度からでございますが、平成16年度で178万4000円、平成17年度—こちらがピークなんです308万7000円、その後徐々に低下、減少傾向にありまして、平成18年度で268万7000円、平成19年度で194万1000円、平成20年度で144万円ということで、織物不況の影響もございまして手数料収入は徐々に減少しております。

○上里直司委員 そういう現状を見ると、値上げというのが生産者のコスト、確かに一点につきの金額ですから、それほどのコストになるとは思えないから皆さんも踏み切っているだろうと思うのですが、ただ、もう少し現状を把握して、皆さんはそうは言いながらも新行財政改革プランで検査所所在市町村の役割分担及び費用負担というのも書いているわけでしょう。そういうのもあわせて説明していただかないと。この費用負担をポンと出されてきて、70円ぐらい

の値上げだからまあいいだろうという感じで見られると困りますよ。そういう意味で指摘をしておきますが、負担は軽いわけですが、やはり伝統工芸産業をもう少しよくしていく上で、もう少しお金も使っていただきたいと。そのことだけ要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 乙第16号議案沖縄県伝統工芸産業振興条例の改正ということですが、この沖縄県伝統工芸産業振興条例というのは、そもそも何を目的にした条例でしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 条例の目的でございますが、伝統工芸品を生産する地場産業の振興を図るとともに、伝統工芸品の品質の維持及び改善を行い、もって地域の振興と伝統工芸品の声価を高めることを目的にしております。

○渡久地修委員 伝統工芸品というと、何を指しているのでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 この条例においては、規則で定めておりますけれども、この条例では知事が指定する製品がございますが、申し上げますと、まず紅型と織物、それに加えて陶器、漆器、ガラスが条例の対象でございます。

○渡久地修委員 陶器、紅型、漆器、織物、ガラスということなのですが、織物はたくさんあるようですが、何品目で特徴的なものを教えてください。それから陶器は幾つなのか、紅型は幾つなのか、漆器は幾つなのか、ガラスは幾つなのか。

○嵩原安伸商工振興課長 紅型は1つで琉球紅型でございます。それから織物がございます、これが20でございます。代表的なものは喜如嘉の芭蕉布、読谷山花織、それから宮古上布等でございます。各地に結構ございます。それから陶器が壺屋焼と琉球焼、それから漆器が琉球漆器、ガラス製品が琉球ガラスでございます。

○渡久地修委員 今度、条例第8条で150円を220円に改めるということですが、70円を上げることによって、皆さんの伝統産業振興に寄与するのかなのか、

それが伝統工芸産業にマイナスになるのか。どっちなのでしょう。

○**嵩原安伸商工振興課長** この検査制度は沖縄県が全国でも唯一用意している検査制度でございます、この制度をしっかりと運用していくためには、それなりの収入をいただいて、民間の方々にも頑張ってもらいたいということが基本だと思いますので、伝統工芸産業の振興には寄与しているものと考えております。

○**渡久地修委員** そもそもこの検査というのは、どういう目的を持ってやるのですか。私たちがいう検査という概念は、例えばこの茶碗があったら、これは安全かとか、いろんな危険の物質がにじみ出ないかとか、そういうような検査のイメージがあるものだから、ここでいう検査というのは何を指して、どういう目的でやっているのかということをお教えください。

○**嵩原安伸商工振興課長** 沖縄県伝統工芸産業振興条例においては、先ほど申し上げた漆器、陶器、ガラスを含めた品目を対象としておりまして、この検査制度については、染織物だけに限定しておりまして、染織物について、幅であるとか長さであるとか、それから染色の堅牢度—強さですね、それから密度、こういったものについて品質を、規格を決めて検査をしているということでございます。

○**渡久地修委員** もっとわかりやすく質問をすると、これを検査して、琉球の染織物ですよと皆さんが認証する制度なの。それともこれは、さっき言ったように、まがいものを発見するものなの。ちゃんと沖縄県として、これは琉球の伝統製品ですよと認証するものというのをはっきりしないと、何のための値上げなのかわからないのです。

○**嵩原安伸商工振興課長** 県の伝統的な工芸品であることを、検査証を貼付しまして、それで類似品との差別化を図るということでございます。ブランド化を図るということです。

○**渡久地修委員** 要するに、さっき言った織物を皆さん方が検査して、沖縄県として、これは正真正銘の沖縄の伝統工芸品ですよということで、沖縄県の印鑑を押すということであるわけですね。

○**嵩原安伸商工振興課長** そうということです。

○渡久地修委員 これをやると全くのブランド化で、消費者にとってはこれで安心ということになるのですか。

○嵩原安伸商工振興課長 これを張ることによって、消費者は安心して買えるということと、あと品質が保証されているということで、価格面でも非常に差別化が図れるということで、1.25倍から約2倍ぐらいの値段で売ることができると聞いております。

○渡久地修委員 この検査を県でやっているのは沖縄県だけですか。それと全国はどうなっているのか、お願いします。

○嵩原安伸商工振興課長 県が直接やる検査としては全国で唯一でございます、ほかの県ですと例えば大島つむぎであるとか、茨城県の結城つむぎであるとか、そういったところは組合がしっかりみずから管理運営をしているという状況でございます。

○渡久地修委員 では、この認証制度というか検査制度というのは、業界と生産者というのか、伝統工芸の制作者—非常に個人の方も多いたと思いますが、その人たちにとっては非常に喜ばれているのですか。

○嵩原安伸商工振興課長 県の伝統工芸産業は74%が個人事業者と言われておりますが、各分野、各産地とも、この制度はぜひ継続してほしいという強い要望がございまして、県のほうで実施しているということでございます。

○渡久地修委員 なぜ陶器、漆器、ガラスはやらないのですか。

○嵩原安伸商工振興課長 検査を実施するためには、検査の規格というのが必要になってくるわけですが、染織物は幅や長さとか硬さとか明確に規定できますが、陶器や漆器、ガラスの場合、形状、デザイン、規格が無数にあって、この検査規格を制定することがまず難しいということです。それから数的にも非常に、その検査というのは一つ一つの製品について検査しないといけないわけですが、陶器、漆器、ガラス、非常に膨大な数に上りますので、この検査制度を導入するというのは、非常に現実的ではないと考えておりまして、あと、貼付するシールが一つ一つ張っても、洗った場合にはがれるとか、そういったこ

ともあるものですから、染織物に限定して実施しているということでございます。

○渡久地修委員 私は、この前の予算特別委員会で漆器の問題を取り上げましたが、漆器とかこういったものこそ、例えば素人が見ても、一つの器でも本物かプラスチックなのかという区別というのは、あるいはこれが外国産なのかというのは、非常に素人がわかりにくい。そういう意味では、こういったものほど、県の検査というのを求められているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 先ほど申し上げましたように、漆器の場合もいろいろな形状やデザインがありますので、これを検査規格を決めて、一つ一つを検査をするのは、そういったものにふさわしくないと考えております。それにかわる制度として、県の伝統工芸品のマークをつける制度もございますが、現実問題として、先ほど申し上げたようにシールを張ることによってはがれやすいとか、そういった問題もありますので、そういった制度も活用されておりましたが、検査対象にするのは、少し難しいかと考えております。

○渡久地修委員 私は、漆器というのは琉球の木地一木材を使っているか、本当に漆が天然の漆であるかとか、産地が沖縄であるかとか、そういったものを基準にすればできると思うので、ぜひ今後検討してください。そして、今の議案との関係でこのシール、今現物持っていますか。あったらどんなものかぜひ見せてください。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嵩原商工振興課長が委員に検査証の見本を提示した。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

嵩原安伸商工振興課長。

○嵩原安伸商工振興課長 これが着尺と言われているものですが、写真の上にあるように、下のほうが検査済みの証というやつで、合格品に貼付するやつでございます、これにはついていませんが。それから一番左端が伝統工芸品の証というもので、これがセットで貼付されます。それから一番上の右端ですが、

赤い丸は国の伝統工芸品というマークです。

○渡久地修委員 今回の70円の値上げについては、生産者との話し合いはお済みなのででしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 これまで2回説明会を開催しております。昨年2月、それから去年の12月、手数料の値上げに関する説明会を実施しております、各産地の皆様から了解を得ております。

○渡久地修委員 最後に観光商工部長。私は、予算特別委員会で学校給食用食器に漆器の導入も提案しましたが、それも含めて伝統工芸が非常に危機的状況だと思うのです。これに対してどう今後取り組んでいくのか。本当にとっても大事だと思うのですが、観光商工部長の見解を最後にお尋ねしたいと思います。

○勝目と夫観光商工部長 今回、織物が中心なのですが、ピーク時が先ほどの数字的に、平成18年度がピークということで、やはりすべての工芸品がなかなか難しいということで、我々としても、もう一度デザインや二次加工とか、いろんなことも含めて、てこ入れしていきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 二、三お聞きしたいのですが、非常に気になったことがあるのですが、伝統工芸品、今度は染織物についての条例の改正ではあるのですが、先ほどの話の中で認定の作業も伝統工芸産業振興会の中でやるのでしたか。

○嵩原安伸商工振興課長 申請が出た際に、沖縄県工芸産業振興審議会というのを開催しまして、そこで専門の方々に入っていていただいて審議していただくと。それで、最終的には県知事の決裁で認定いたします。

○仲宗根悟委員 専門の方々ですから、区別ははっきりわかると思うんですよ。私たち県民はど素人ですから、花織で限って言えば首里の花織、沖縄市知花、それから代表的にはユンタンジャと3つがすぐ頭に浮かぶのですが、持ってこられたら、これユンタンジャのもの、これは首里ですよという区別は、この専門家の方々というのは、すぐ区別ができるのですか。

○嵩原安伸商工振興課長 区別はきちんと、専門家の方々は可能だと思います。

○仲宗根悟委員 その辺は、かすりにしたって同じようなお話だということですよ。

○嵩原安伸商工振興課長 かすりも同様ということですよ。

○仲宗根悟委員 先ほど認定証票、張ってあるお店で買うと伝統工芸品ですよというような証がお店にあるわけでしょうか。それとも各製品一つ一つに、こういうふうに、これ着尺なのですが、ネクタイならネクタイについていると思うのですが、その辺いかがですか。

○嵩原安伸商工振興課長 商品の一つ一つに証明証が貼付されております。

○仲宗根悟委員 では、ついていないのは伝統工芸品ではないということですよ。

○嵩原安伸商工振興課長 沖縄県伝統工芸産業振興条例の中で検査を受けなければいけないという規定がございますので、基本的にはついてるのが伝統工芸品ということで、もう一つ例外という、合格できなかったのが3.9%、4%弱ぐらいございますが、これは例外という印が押されて、それについても流通は可能ということになっております。

○仲宗根悟委員 流通は可能だということではあるのですが、同じ値段で売ってもいいのですか。質問変えましょう、おっしゃったように高価格化、ブランドの差別化を図ると先ほどお聞きしました。そこで、これはケースとしてあるのかと思って、よそで織ったものをここで加工して、琉球ものですよと、かすりです、琉球の花織ですという売り出し方をして、一般消費者はそれを買わされているのかなと思ったりもするものですから、その辺の取り締まりですとか、あるいは見分け方、本当に流通しているのかというパトロールとか、というようなこと皆さんはなさっているのかと思うのですか。その辺いかがでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 沖縄県伝統工芸産業振興条例に基づきまして、生産者の事業者に対して、確かに県内で生産されているということを検査すること

はできますが、一たん流通したものを検査するというような権限は有しておりません。

○仲宗根悟委員 やはり手織りでしっかり織られた着尺から生まれたネクタイとか加工品を求める場合には、しっかり伝統工芸品のあかしであるシールが張られているのは安心して買えるわけですが、それ以外にも流通しているという話ですから、そうすると同じ手織りで県産に見合わなかった製品だけではなくて、機械織りでがらがんやってきて、同じような並べ方されて、価格の設定がされて、それを買わされている状況があるのではないかと心配でならないのです。そうすると、お互い余計に本物までつぶしかねないのかと思ったりもするので、その辺は流通している物に対しても、権限がないと言うのではなくて、パトロールするとか、流通ができないような仕組み、状態というのをつくることができないものかという思いもしたりするのです。その辺いかがでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 染織物の販路としましては、主に本土の小売店が多うございまして、そこまで行って検査するのはなかなか難しいかと思っております。逆にこの検査制度を周知すること、この検査印証を、本物の沖縄県の伝統工芸品にはそういうのがついているということをしてPRしていくのがいいのかと考えております。

○仲宗根悟委員 大体素人はよくわからないので、先ほどおっしゃった検査をする方々が、これはどこそこで織られた物というような区別が一目瞭然できるような方々が、国際通りあるいはショッピングモール、お土産店、大きくぐると回ってみれば、すぐわかると思うのですが、だれかお知恵を拝借して、丸ペケ方式でできないものかと思ったりするのですが。消費生活パトロール、ああいうことができないのかと思っただけです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 2点ほどお聞きしたいのですが、まず伝統工芸品の検査で、経営を圧迫するような手数料にはならないですね。

○嵩原安伸商工振興課長 この辺については、先ほど御説明申し上げたように、産地組合の皆様にも2回ほど説明会を開きまして、周知というか御了解を得てお

りますので、特にそういう問題は出てこないと考えております。

○当銘勝雄委員 それは皆さんが生産者にやれば、そんなに反論はしないと思うのです。そうではなくて、私が言うのは、例えば今染織だから、そういう意味では、割と高価なものだから1点220円ぐらいではどうってことないと思うんですが、例えば先ほど言ったような、小さな細々なものもやるとなれば、結構手数料がかかるのではないかと思うのです。そういう意味で、これを広げるとした場合には、経営の圧迫にならないかと思ったりするんです。そういう意味で、今やっていないからよろしいと言えるかもしれませんが。

○勝目 和夫 観光商工部長 もともとは沖縄県独自で他府県ではやっていない制度をやっているというのは、業界から要望があって、自分たちでこういう制度を確立して検査するという手続が難しいという要望があって、沖縄県は特別にやっているという経緯ですので、その件はお互い協力関係が成り立っていると思っております。組合独自でやっているところもあります。大島つむぎとか茨城県の結城つむぎとか。

○当銘勝雄委員 あと1点また別の視点で、これは伝統工芸の振興の話ですが、私が観光を担当しているときに、伝統工芸産業課といろいろ議論したんですが、伝統工芸品というのはやはり高価だし、例えば紅型一つとってみても、その紅型を観光客に買ってもらおうという場合に、なかなかできないだろうと。それよりも、紅型の普及品というかそういうものを、我々がかりゆしウェアを着る場合に、紅型に似たものでもいいではないですか。そういう形で普及することによって、かりゆしウェアが普及していくと。こういうことがあって、さらにほかの漆器でも、必ずしも伝統工芸品でなくても、普及することで観光に非常にプラスになるのではないかと私は議論したんですが、そこら辺については、どう考えるんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 世の中の流れとして、本物が出ると必ず偽物が出てくるということで、逆にそれがマーケットを広げていくという効果はあると思いますが、我々としてはこういう制度を確実に実施して、沖縄の伝統工芸品の信用度を高めていく一ブランド化、これは高めていきたいと思っております。

○当銘勝雄委員 今、伝統工芸産業課というのはありますか。

○勝目和夫観光商工部長 ありません。

○当銘勝雄委員 では、工芸産業課はありますか。

○勝目和夫観光商工部長 ありません。

○当銘勝雄委員 実は、伝統工芸というのと工芸というのは大分違うんです。そして当時、伝統工芸産業課としていたので、私たちが見るのはこの範疇ですということで、なかなか踏み出さないんです。そこで、伝統工芸をとれと工芸産業課にしたんです。そういう経緯もあって、私はやはり沖縄の伝統工芸だけではなく。工芸産業も、どんどん振興すべきではないかという議論をしているんです。そういう意味で先ほども聞いたわけですが、そこはきょうの議論ではないからいいんですが、沖縄の工芸産業もどんどん生かしていくという、それは観光に生かしていく、あるいは商売にも生かしていくという視点があると思いますので、そういう視点も含めて頑張ってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 私もネクタイはめったにしないんですが、20本ぐらいあるんです。そういったいい物は持っていないんです。でも、県議会議員ですから、やはりどういったものがあるのか、パンフレット、やはり一、二本は我々持たないといけないのではないかと。仲宗根委員のネクタイは琉球かすりらしいです、でもマークがついていません。ぜひ、そういう紹介もしていただきたいという要望です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 続きますして、議案書の55ページをごらんください。

乙第17号議案沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、物づくり系産業を下支えする金型等素形材産業の集積を促進するため、沖縄特別自由貿易地域内に金型等素形材産業振興施設工場を建設中ですが、同工場及び共用機器等を沖縄特別自由貿易地域内施設の施設等に加えるとともに、当該施設等の使用料の徴収根拠を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。

以上が乙第17号議案の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 私たちは、この特別自由貿易地域内の賃貸工場に関しては、土地が売れないから県が賃貸工場を建てるとか何とかというのは、批判的な見解をこれまでずっとやってきましたが、これはおいといて、これはここで今議論すると長くなるので、それはそれで。そして、今条例に出ている追加というのは、(1) 施設の下から3つということに理解していいのですか。そして、もう一つが(3) が加わるということに理解していいのですか。

○安里肇企業立地推進課長 今おっしゃったとおりの追加であります。さらに、(2) の付属説明についても若干の追加が入っておりますので、(1) 施設の下3つ、それから(2)、(3) が追加修正になったということです。

○渡久地修委員 最近よく皆さん金型、金型と言いますが、これまでは、よく沖縄への企業立地ということでコールセンターというのをずっとやって、最近

金型ということばかり言っているように聞こえるのですが、私の勘違いなのかどうか分かりませんが、なぜ金型産業を重点にやってきているのかという、基本的な点を教えてください。

○安里肇企業立地推進課長 決して勘違いではなくて、去年の6月から議会でも補正やいろいろ議会で議論いただいているというのは事実です。それで、なぜ企業立地推進課が金型について取り組んでいるかというのは、私どもが東京都、大阪府等で行ったアンケートによりますと、県内に立地しない最大の理由が、実は物流コストなのです、これが38%。実は2点目が、いわゆる下支えする産業、物づくり企業を下支えする産業、いわゆる今回のサポーティング産業と言っているのですが、そういった企業の集積がないというのは、これが33%で2番目に大きな課題になっているものですから、私ども、この金型賃貸工場を整備することによって、まずは企業立地のときの大きなインセンティブにするということ。それから、もう2点目が既に立地していただいている賃貸工場の中の企業にも、実は金型の需要が発生してきている。さらには特別自由貿易地域以外の県内のすべての地域でやっている製造業、ここにも金型の需要がありますので、それに対してもこたえていくというような趣旨で金型を進めています。

○渡久地修委員 金型というのは、よく東京都の下町とか、日本の金型は非常に優秀だという話を聞くのですが、沖縄にはもともと戦前から金型というのは、いわゆる産業とか金型の工場とか、こういったところはなかったのですか。

○安里肇企業立地推進課長 戦前戦後、恐らく金型という言葉知りませんけれども、金物屋というものが戦後、たしかひめゆり通りで鉄工所みたいなものはあったと思うのです。そして、金型という認識が出たのが恐らく復帰前後からなのかと思うのですが、現在、県内で調査しますと、金型事業所ということでカウントされる事業所は1カ所だけですので、なかなか県内には戦前戦後通じて育ちにくかった事業なのかと思っております。

○渡久地修委員 今、1社ある金型というのは、主にどういった、いわゆる金型というのは製品をつくる、型をつくるものだと思っているのですが、今ある1社というのは、どういった型を主につくっているのか、今度皆さんが誘致しようというところは、どういった金型—産業製品を目指してやろうとしているのか教えてください。

○安里肇企業立地推進課長 現在、唯一カウントされている金型企業、つくっている商品というのは、下水の上に置いている、女性の方のハイヒールが落ち込まないようにふたをするプラスチックをつくっていたりします。そして、県内で使われている、例えばアルミの金型についての修理とか、加工とかは、全体は無理なのですが少々のところはやっている。ただ、それだけではなかなか仕事がないので、例えばシークォーサーの絞り器をつくったり、金型とは違うそういった機械の製造をやって営業しているということでもあります。

○渡久地修委員 今度、皆さんが誘致しようとしているところは、この賃貸工場、今つくっていますよね、そこに何社入れて何社が決まっているのか。そこではどういった金型を製造する予定なのか教えてください。

○安里肇企業立地推進課長 長屋型ということで、一つの棟の中なのですが、全体が2000平方メートルで、企業が立地する部屋が5つ準備されまして、それぞれ300平方メートルです。これで1500平方メートル、残り500平方メートルに共用スペースをつくって、共用で使える機械を置くというような工場のつくり方になります。現在5室準備しているのですが、入居予定は3社で、現在入居を明確にしているのは1社です。補足します。今申し上げた300平方メートルというのは建坪でして、部屋の中に中2階で少し床をつくりますので、一室の総床面積は400平方メートルだということになります。

○渡久地修委員 皆さんが沖縄で育てようという金型というのは、例えば金型といった場合、自動車産業向けの金型なのか、テレビー電化製品なのか、あるいはお好み焼き屋のああいっただのものなのか、その辺はどうですか。

○安里肇企業立地推進課長 御質疑については、製造業を本来所管すべきところが、戦略的に取り組む必要もあるかと思うのですが、今現在、私どもが取り組んでいる中で見回したところ、県内需要でお菓子製造業とか、あるいは現在、大きいのでいうとアルミとか、いろんなところで金型が使われております。まずは、そこに対してサポートしていくというのが、まず対応として即効的なものと。そして、将来的には自動車産業であるとか、今回立地が決まっている中でも、そういう大手の自動車・バイク等の関連企業も来ますので、将来的には自動車産業等に関連するような金型がつかれるような、金型企業を誘致していきたいと思っております。

○渡久地修委員 今の課長の説明を聞くと、金型の分野を育てていくのは産業振興課、皆さんの部署ではないのですか。皆さん誘致するところで、これを活用するのは別の課なのですか。

○安里肇企業立地推進課長 製造業振興の基本の部分は商工振興課が担うということなのですが、一番最初の質問にお答えしたところなのですが、私どもは企業を誘致するというインセンティブの一つとして、金型企業が集積していれば、企業誘致も進むというような視点で取り組んだ、これは最初の入り口ですが、そういうような仕分けで事業を行っております。

○渡久地修委員 今の説明を聞くと、とにかく金型を誘致すれば後で何かついてくるだろうみたいなもので、皆さん金型、金型というのだったら、沖縄でどういった産業を育てていくかということ、よく調査して目標を立てて、ではこういったところ誘致しましょうというのならわかるけれども、誘致しておけば、これはいずれ需要が出てくるのではないかと今私には聞こえたのですが、課が違うというから、おかしいのではないですか、どうでしょう。

○勝目和夫観光商工部長 金型に関する最初のきっかけが、たまたま観光商工部の中なのですが、企業立地推進課というところが注目したということは事実でございます。まず、なぜかという背景には、県内アンケート調査によると、県内でやはり金型を県外に発注しているところが結構多くて、大体七、八割は県外にお願いしていると。それで、県内のマーケットがあるということが、まず第一義的な話でございますが、ただ、その上にやはり金型に関しては日本本土でも後継者がいないとか、なかなか厳しい状況の中で、沖縄の物づくりをやっている若い人たちと連携させようという向こう側の動きもありまして、こういう中から新たな製造業の振興というか、そういうきっかけをつくったということで、最初のきっかけは企業立地推進課で取り組んだところなのですが、今商工振興課と連携して取り組んでいるところです。

○渡久地修委員 あと、機械器具使用料がありますよね、これは高価な金型製作の機械を入れるということですが、何種類で、一番高いので幾らで、どういったものを入れて。要するにこれは、県が買って貸し出すという意味ですよね。これは元を取るのは何年かかりますか。

○安里肇企業立地推進課長 現在、予定している機械の種類は5種類であります。一番高いのが射出成形機4105万5000円であります。あと、いつ元が取れるかということについては、耐用年数が9年ということですが、単純にそのとおりいくかわかりませんが、消耗品と減価償却費等を勘案して、一応9年で元取れるような使用料の設定にしております。そして機器について補足がもれたかもしれません。先ほど申し上げた、一番高い4105万5000円というのが射出成形機で、製作した金型を試作品をつくる機械だと。プラスチックを射出成形して、つくった金型の試作品をつくるもの。あと縦型高速マシニングセンターであるとか、型彫放電加工機、あるいはマシニングセンター—これは5軸制御でやる三次元の加工を行うものなのですが、そういったマシニングセンター、それから実はもう一点、人材育成にも力を入れておまして、CAD/CAMです。これは専用の設計用のソフトを組み込んだパソコンですが、そういったものを準備することとしております。

○渡久地修委員 ぜひ、またこれの需要予測が誤って、また一般会計からつぎ込むということがないようにしてください。そして、今一番沖縄で求められているのは、健康産業のウッチンや、県内でウコンとか栽培して粉にして、ところがそれを粒状に一打錠するのに機械がなくて、本土に持って行って本土でつくって、また沖縄にもってきて、それをまた本土に出荷するというようなことが起こっている。それからカプセルとか。そういったものを、私は県とかが購入して、これを安く使ってやると。物すごくこれは伸びる、これこそ求められているのではないかと思うのですが。この辺は県でやっていますか。

○勝目と夫観光商工部長 業界からもそういうニーズがありますので、一部対応し始めていますが、十分な対応とはいえないところがあって、一応やり始めてはいます。

○渡久地修委員 これは皆さんの担当ですよ、課としたらどこになりますか。

○勝目と夫観光商工部長 新産業振興課でございます。

○渡久地修委員 今、沖縄の特に健康産業—ウッチンとか、こういったの物すごく需要があって、これがあると価格も相当抑えて、とにかく行ってつくって持ってきて、また持っていくのだから、だからそういう意味では、これこそ私は今とても求められていると思うので、ぜひ進めてください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 この施設の改正の内容で、先ほど渡久地委員から下の3行から付属設備、それから機械器具が新たに加わったものですから、その改正したいという内容だったんですが、今の条例改正前というか現在の条例を見てみますと、立地支援会議使用料の下に、冷房使用料の60円がありますよね、それがまずなくなっているのと、それが付属設備の設備使用料160円に変わったのかと思うんですが、いかがですか。

○安里肇企業立地推進課長 そのあたりは、夏になると当然にクーラーをつけるのは当たり前だということで、個別に冷房使用料を出すよりもトータルで設定しようということで、中に入っております。

○仲宗根悟委員 議案の出し方というか、言うように52ページの、これは皆さんと関係ないんですが、県民の森に関する条例なんですが、こちらでは施設区分を施設に変えるとかいうような細かく、こちらをこのように変えますという内容で掲載されているものですから、ぜひ安里課長も、この表に変えたいんだというような内容、別紙でもいいんですが、これから条例改正に当たっては、そういうふうにはできないかという要望も含めてお願いします。

○勝目と夫観光商工部長 これについてはおわびしたいと思います。条例の制定の説明が、予算特別委員会の全体の内容の中の使った部分を引用して、非常にはしょっているところがありまして、これについては改めておわびさせていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。
勝目 和夫 観光商工部長。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 続きまして、議案書の57ページをごらんください。

乙第18号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、沖縄 I T 津梁パークにおいて、企業の入居準備を支援する機能を有する施設として整備中の企業立地促進センターについて、公の施設として沖縄 I T 津梁パーク施設に加えるとともに、当該センターの使用料の徴収の根拠を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。準備行為に関する規定は平成22年4月1日から施行する予定であります。

以上が乙第18号議案の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**玉城 ノブ子 委員長** 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里 直司 委員。

○**上里 直司 委員** 施設利用料の設定について出されていますが、これは何を根拠にして、この金額にしたのかというのをお答えいただけませんか。

○**米須 清光 情報産業振興課長** 施設の使用料について、今回民間 I T 施設へ移る前段の施設としてとらえておりました。近隣市町村の民間の事務所の物件単価、それから周辺のインキュベーション施設の単価を参考にして、インキュベーション施設に入った企業が速やかに民間 I T ビルに移行できる単価の設定ということで、平米当たり1500円の単価を設定しております。

○**上里 直司 委員** 今回、改めるのは企業立地促進センターの施設利用だけですか、それとも中核機能支援施設の設置利用料だけなのですか。この全部が改正になっているのですか。

○米須清光情報産業振興課長 今回、この単価については、前回条例で定めた中核機能支援施設の使用料はそのままでございます。新たに企業立地促進センターとしての単価設定をしてございます。

○上里直司委員 改めて、企業立地促進センターというのは、このIT津梁パークのどの部分で、どういう機能を持っているのか。これまでも説明ありましたが、お答えいただけますでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 IT津梁パークの中で、当初計画の中では中核機能支援施設と民間IT施設の2つの建設計画がございました。中核機能支援施設については平成20年度から計画的に整備が進められておりまして、入居に関しても順調に推移しておりますが、民間IT施設については、全体計画の中で2000平方メートルから5000平方メートルの建物を、雇用人数からしますと200名から500名規模の建物を13棟建てる計画をしておられます。そして、平成20年度から本土の大手企業、県内の企業も含めて、民間ITビルの建設を進めてまいりましたが、やはり県内に進出直後から即200名あるいは500名規模で企業がITビルを整備するというのは、昨今の経済危機の影響もあるかと思いますが、なかなかそこまで整備をできる企業がいませんでした。それから県内に進出いただいて、今相当数に規模拡張している企業のほうも、当初進出については、大体50名とか100名以下の規模で進出をされて、1年から3年かけて規模拡張をしているという現状がございまして、そして、この企業立地促進センターについては、ITビルを建てるまでの中間的な移行すべき施設として、整備をしているものであります。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上里委員から企業立地促進センターの所在地、設置計画の経緯を答弁するよう指摘がされた。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

米須清光情報産業振興課長。

○米須清光情報産業振興課長 企業立地促進センターについては、中核機能支援施設A棟・B棟とは別の建物として、中核機能支援施設A棟のそばに今建設

を計画しております。9月議会で補正予算の承認をいただきまして、現在設計中で4月から着工して8月いっぱいまで完成の予定をしております。

○上里直司委員 今説明があったように、昨今の経済状況からすると、民間の入居というのはなかなか厳しい云々の話がありましたね。そうすると、もともとの計画の中に含まれていなかった施設だということですか。

○米須清光情報産業振興課長 当初計画の中では入っておりませんでした。

○上里直司委員 この企業立地促進センターは次年度に着工が始まると。その建設の計画まで含めて、スケジュールを教えてくださいませんか。

○米須清光情報産業振興課長 センターの整備計画でございますが、設計が平成21年11月から始まっておりまして、3月—今月いっぱいまで完成をいたします。工事は4月から開始いたしまして8月に完成、9月から供用開始の予定になっております。規模的に約2800平方メートルで2階建てとなっております。

○上里直司委員 補正でもあったということですから、恐らくそこで十分な質疑をしなかったとは思いますが、IT津梁パークの整備で当初予定していたものとは、昨今の経済情勢からすると変化がある、または変化に合わせて県も対応しなければならないという状況なのではないでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 情報産業振興課長から説明がありましたように、当初予定はありませんでした。この今回の中核機能支援施設C棟を整備するに至った理由というのは、国の緊急雇用対策の予算がありまして、その中で何に使うかという相談が総務部から来たわけです。我々としては実は、中核機能支援施設A棟は今5社入っていますが、中核機能支援施設B棟もことしの8月ぐらいに完成しますが、同じように大体ほぼ中身がもうつくる前から埋まりかけているのです。そして、そのニーズと合わせて、今、中核機能支援施設C棟にもそういうニーズがありますので、もう既に、大体予約のめどが立っております、実は沖縄で一番足りないのはオフィスです。ワンフロア100坪、200坪の広いオフィス、これが実は沖縄に一番足りないということで、緊急経済対策の目的に合致すると。しかも、ITの振興に合致するというので、予算を確保してつくったという背景がございます。

○上里直司委員 それを聞くとさらに質疑をしたくなるのですが、つまり、中核機能支援施設A棟・B棟における県が建設をして入居する、または企業立地促進センターのように安価である程度の確保ができるインキュベーション的なものも含めた、機能も含めた施設を設置すると、それは来るのです。しかし、IT津梁パークというのはそれだけではなくて、それ以外に民間の施設が建設をし入居するという施設のほうが、雇用のインパクトというのは大きいと。それも皆さん期待しているということなのですが、その見込みというのはどうなっているのかと、そこを聞きたいのです。そこは減退をするのではないかと、皆さん危機感を持っているのではないかと思っているのですが、それを聞かせていただけますか。

○勝目と夫観光商工部長 当初、民間のIT津梁パーク13棟という話の中で、当初3棟ぐらゐまとめて確保したいという大手がありまして、ただ那覇市に集中しているところなのですが、向こうまで遠いと従業員が反対したという背景等がございまして、今、那覇市に増加していると。東京都内の世界的な大手なのですが、その中で、やはり先ほど情報産業振興課長の話があるように、昨今の経済環境の中でITの投資も非常に手控える傾向がありまして、ただ、ニーズはちゃんとあるのです。だから、そこが今端境期というか非常に難しいところがありまして、我々としては一応相談承っているところは、二件案件はありますので、引き続き精力的に対応していきたいと思ひます。

○上里直司委員 去年の2月議会で、随分IT津梁パークの予算や設置の条例だとかいうのは議論したことがあって、その議論の中で入ってゐなかつたという思ひがあって質疑をしました。引き続き当初の計画は計画として、民間入居施設、民間の方が開拓をするというか、そういう部分についても、あわせてこの施設の設置に伴ってアピール、セールスをかけていただきたいと要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず観光商工部長にお尋ねします。これも一応前置きで、私たち批判的な見解を述べてきました。いわゆる特別自由貿易地域として整備してきたけれども、これがなかなか土地が売れない。それで特別自由貿易地域の基準以外のIT産業もこの場所に確保して、IT津梁パークとして設置したと

というのが I T 津梁パークですよね、これはそうですよね。

○勝目 和夫 観光商工部長 御指摘のとおりです。

○渡久 地修 委員 I T 津梁パークは中核機能支援施設 A 棟・B 棟は整備した。そして残りは民間に入ってもらおうということだったけれども、なかなか民間の入ってくるのも進まないということで理解していいのですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 そのとおりです。

○渡久 地修 委員 特別自由貿易地域の I T 津梁パーク以外の特別自由貿易地域ではなかなか売れないので、県が賃貸工場を建てたりしますよね。そして今度は I T 津梁パークでもなかなか民間が出てこないから、今度は国の緊急経済対策、これを活用して県が土地を買って、そこに企業立地促進センターをつくって企業を呼び込むということですね、簡単に言えば。

○勝目 和夫 観光商工部長 そういうことです。

○渡久 地修 委員 結局、いろいろそういうふうやってきたのが、全部当てが違ったというか、結局全部、100%国の予算ですか、去年やったのは10億7000万円ですか、どうですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 そのとおりです。

○渡久 地修 委員 特別自由貿易地域やったけれども、これがうまくいなくて、今度は I T 津梁パークにした。そしてこれもいかなくなると結局県がまた財政投入、これはほとんど100%国ですよ。そういうことになってしまっているというのは少し、やはりこの前も言っていた予想が甘かったということ指摘せざるを得ないので、これはこの辺にとどめておきます。

企業立地促進センター、これは先ほど部長が入ると言っていました、これは建てたら全部完璧に入りますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 2階建ての建物ですが、1階は既に予定する企業がほぼ内定というか、一応めどがついて、あと1件相談を受けているところです。

○渡久地修委員 昨年の国の緊急経済対策で、国から示されて皆さん方議論して、これに決めたというのはなぜですか。

○勝目と夫観光商工部長 国の緊急予算の総額、今正確に覚えていませんが、そのうちに、やはりこういう事業ができるというような項目がありまして、我々としては今IT津梁パーク、中核機能支援施設A棟・B棟、順調にいき始めて、さらに中核機能支援施設C棟も企業から要望があったということと経済対策の目的とIT振興、県の経済振興が一致したということで予算化されました。

○渡久地修委員 陳情も出てこれから審議されますが、要するに県の経済振興になった場合に、なぜこれなのかという点での、もちろんITの振興全く否定しませんよ、私たちが言っている地元企業の育成に、なぜそのお金は使えなかったのかということなのです。要するに沖縄地場産業ありますよね、先ほどあった伝統工芸産業、漆器、織物とか、あるいは地元の中小地場産業いっぱいあると思いますよね、そういったものに使うということは考えなかったのですか。

○勝目と夫観光商工部長 あくまでも緊急的な対応ということで、もちろん地元の製造業は我々の課題ですので、通常やっておりますので、あくまでも緊急的な対応ということの枠組みというのはありました。

○渡久地修委員 企業立地促進でITは緊急で対応できるけど、地場産業は緊急で対応できないのですか。

○勝目と夫観光商工部長 地場産業については、平時から取り組んでいるということですよ。

○渡久地修委員 観光商工部長、平時から取り組んでいたら伝統工芸はあんな危機的な状況にならないでしょう。これが弱いから、みんな一生懸命どうすればいいかということで議論しているのに。私が言うのは、こういったものには皆さん方、飛びついてと言ったらおかしいけど、やるのに、もっと平時から取り組んでなかなかうまくいかないものに、こういったものをつぎ込むという手もあったのではないですかと。これは、既に予算化されて通ってやっているから、今言っても遅いのですが、しかし県の基本的な考え方、今後も出てくるから、その辺は今の答弁はおかしいと思うのですが、どうですか。

○勝目和夫観光商工部長 額は小さいのですが、泡盛の振興や展示会とか、あと職業訓練学校の一部整備、そういうのは一部ございます。

○渡久地修委員 先ほど言ったように、皆様方は頭を切りかえないと、結局特別自由貿易地域をつくった、土地は2.1%しか売れない、売れないから県が一般財源出して賃貸工場でいらないことやる、それでも売れないから今度はIT津梁パークをつくって、特別自由貿易地域に関係ないITというものをもってきた、そこで民間をもってくると入らないから、また今度ここで県の一般財源とか国からの予算で土地・建物を県がつくって入居させると。いわゆる、これをどうするかというところにだけ頭が行って、私から言わせれば、もっと力を入れるべき地場産業とかをどうするかというところに目が行かなくて、これをどうやって穴埋めしていくかということになるので、私はこういう指摘を受けると思うのです。だからもっと視点を変えて、この特別自由貿易地域の問題、これこの前も観光商工部長は甘かったと言っているのです、今後どうするかというのは、お互い議論しないといけないですね。これは当然、県の重要課題として残っているわけだから、最初のスタートはどうであったとしても現に残っているから、いろんな議論はこれからやらないといけないのですけれども、これを何とかしないからといって地場産業とか、こういったのもそっちのけとは私言いませんが、やはり後回しにしている傾向があるから、その辺はきちんと皆さんも検討しないといけないと思いますが、どうでしょう。

○勝目和夫観光商工部長 決して光を当てていないというわけではありませんし、これからもいろんな取り組みをして、今の現代のニーズにあった、いろんな仕方というのを、もう一度ちゃんと取り組んでいきたいと思えます。

○渡久地修委員 とにかく、今回の企業立地促進センターの、これは前の9月補正ですか、あれで通ってはいるのですが、今回はその設置条例や条例の問題なのだけれども、私はさっき言ったのは基本的な県の考え方は、もう少し地場産業育成、中小企業育成、地元企業育成に、もっと視点を移すべきだと指摘して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、観光商工部関係の陳情平成20年第201号外10件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

観光商工部関係は、継続陳情が5件、新規陳情が6件となっております。継続陳情5件のうち3件につきましては、前定例会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、処理方針に修正のある継続陳情2件について、御説明いたします。修正のある箇所は、見え消し修正及び下線により表示しております。

説明資料の5ページをお開きください。

陳情平成21年第174号の2地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用した中小業者支援に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

5 県の融資制度に低金利で一本化ができる、借換融資制度を創設することについて、借換融資制度については、アンケート調査の結果などから中小企業者のニーズは高いものがあると考えており、県としても、景気低迷が続いている中で、借りかえによる中小企業者の負担軽減は必要であると考え、他県の事例も参考にしながら創設に向けて取り組みを始めたところでありますので、その旨修正しております。

次に、11ページをお開きください。

陳情平成21年第194号平成21年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

2 現在の社会情勢に応じた、減額制度に見られる変更など、特別自由貿易

地域の企業誘致の現況や課題を説明することについて、前定例会で御説明いたしました処理方針の内容等について、平成22年2月3日に行われた中城湾港新港地区4者意見交換会において中城湾港新港地区協議会に報告しておりますので、その旨修正しております。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。

説明資料の12ページをお開きください。

陳情第25号県産品「沖縄赤瓦」の優先使用に関する陳情、陳情者沖縄県赤瓦事業協同組合代表理事八幡昇、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

県では県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県産品の優先使用を促進するため、県発注の公共工事の特記仕様書に県産品の優先使用を明記しております。

特記仕様書には、本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用することが明記され、赤がわらを含む県産建設資材の優先使用の徹底が図られています。

県内における赤がわら等の生産については、沖縄赤瓦の地域団体商標を有する沖縄県赤瓦事業協同組合の会員以外にも、IT津梁パークにおいて使用された赤がわら等を製造している工場や小規模企業があります。

このことから、県としては、県産建設資材の優先使用の対象を、特定団体のブランドである沖縄赤瓦に限定せずに、現行どおり幅広く県産赤がわらとすることが適当であると考えております。

続きまして、説明資料の13ページをお開きください。

陳情第35号第三セクター・沖縄市アメニティプラン株式会社の融資に係る連帯保証人会に関する陳情、陳情者沖縄市長東門美津子、なお、当該陳情につきましては、本日の御参考として、委員のお手元に陳情第35号関係参考資料という資料を別途配付しております。

では、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

沖縄市アメニティプラン株式会社に対する高度化融資は、商店街整備等支援事業として、土地、建物、設備等を対象に32億38万6000円を貸し付けたものであります。同社は、経営不振により高度化資金の償還ができない状況にあり、今後の経営継続も困難となっております。

沖縄県は、高度化資金の融資に際しては、事業協同組合等の場合は理事全員、株式会社の場合は役員全員を連帯保証人として徴求しております。沖縄市アメニティプラン株式会社の高度化融資についても取締役が連帯保証人となっております。

高度化資金の借受人である事業協同組合や株式会社等が償還不能になった場合は、連帯保証人は当該資金の償還の責務を負うことになっております。陳情の連帯保証債務の軽減化は、県が債権を放棄することであり、債権を放棄するに当たっては、地方自治法の規定に基づき議会の議決を必要とします。

県としては、債権の放棄は、手段を尽くして回収に見込みがない場合でないといけないものと考えております。

続きまして、説明資料の14ページをお開きください。

陳情第39号アスベスト健康被害者救援に関する陳情、陳情者日本労働組合総連合会沖縄県連合会会長仲村信正、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

本土復帰以前に、米軍またはその諸機関に直接雇用されていた従業員の業務上の被災に関しては、米国政府が補償の責任を有するため、日本の労災補償の対象とならないとされております。実際に、復帰前に離職した基地従業員で、業務上のアスベスト使用が原因と思われる死亡の遺族補償請求が労働災害補償保険法の対象外であるとして不支給となり、再審査請求も却下された事例等があり、現在、全駐留軍労働組合が中心となって復帰前基地従業員の労災補償適用について、国への要請活動を行っているところです。

県といたしましては、今後の国の対応を見守りつつ、復帰前基地従業員の聞き取り調査も含め労災補償適用について、国への要請を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、説明資料の15ページ、16ページをお開きください。

陳情第47号公契約条例の制定を求める陳情、陳情者沖縄県労働組合総連合議長中村司、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

公契約条例については他都道府県では制定されておらず、市町村では平成21年9月に千葉県の野田市において制定されております。しかし、県が締結する契約においては、種類及びその担当部局が多岐にわたっているなどさまざまな整理すべき課題等があることから、沖縄県としましては国や他県の動向を注視しつつ適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、説明資料の17ページ、18ページをお開きください。

陳情第51号「沖縄県中小企業の振興に関する条例」の実効性を図るための陳情、陳情者沖縄県中小企業家同友会筆頭代表理事糸数久美子、陳情要旨は省略し、それぞれの事項に対する処理方針を御説明いたします。

1 沖縄県中小企業の振興に関する条例第7条、第8条の趣旨が生かされるよう中小企業振興会議と地域部会を定期的で開催し、十分な時間を確保することについて、中小企業振興会議は県主催で年2回定期開催しております。地域

部会は部会主催で開催しておりますが、部会の事務局と調整し、定期的で開催されるよう調整してまいります。また、会議時間につきましても十分な時間を確保するように努めてまいります。

次に、2 同条例第9条の「支援計画に定めた事業の実施状況の公表」に基づき、早い時期に公表し、十分に意見が述べられる機会をつくることについて、平成21年度支援計画の事業実施状況の公表については、より早目に対応し、また十分に意見が述べられる機会を設けるよう対処していきたいと考えております。

次に、3 同条例第12条の「財政上の措置」に基づき、とりわけ地域部会がその役割を十分に発揮できるよう財政上の措置を講ずることについて、県では地域部会からの要望を踏まえ、地域部会が活動するための予算を平成21年度より計上しており、平成22年度も計上しております。

次に、4 県が積極的に地域部会に関与、指導し、地域部会を十分に機能させることについて、地域部会は、本来、地域が自主的に運営することが目的であります。しかし、条例の制定後間もないため、部会運営や活動が十分でないことから、地域の要望も踏まえ、今後、積極的に助言・指導するとともに、地域とも連携してまいりたいと考えております。

続きまして、説明資料の19ページをお開きください。

陳情第55号天然ガス採掘工事の即刻中止と天然ガス採掘に関する条例等の早急な整備に関する陳情、陳情者井上青香、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

沖縄県保健医療福祉事業団が管理するスポーツクラブジスタス浦添の駐車場裏には、平成10年に温泉水の利用を目的に温泉法に基づき沖縄県知事の許可を得て、1560メートルの温泉井戸が掘削され、現在まで1日当たり240立方メートルの温泉水が利用されてきております。

平成10年の温泉井戸掘削許可に係る沖縄県自然環境保全審議会の中では、地盤沈下の影響についての議論がなされましたが、大量の水のくみ上げではないので問題ないとの結論に達しています。

また、沖縄本島南部地域の地層には、温泉水にガスが溶け込んでいることが多く、温泉水と同時に天然ガスが湧出します。

天然ガスを利用するためには、鉱業法による鉱業権を取得する必要があり、平成12年にオー・ピー・エナジー株式会社から沖縄総合事務局長あてに採掘出願がなされています。

平成13年1月に沖縄総合事務局が出願人や浦添市、那覇市の同席のもと実施した実地調査でも、地盤沈下や地すべり等の影響については問題が認められな

いとの結論に達しており、平成17年9月に許可、10月設定登録となっています。

平成21年12月にオー・ピー・エナジー株式会社の共同鉱業権者である、株式会社シントーはNEDO—独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の平成21年度温室効果ガス削減支援事業—ESCO事業の支援を受けて、水溶性天然ガスを活用した事業に着手するため、施業案認可申請を沖縄総合事務局長に行い、平成22年1月18日に認可され、ガス貯蔵設備設置工事に着手したとのことです。しかしながら、地元住民の反対により鉱業法第64条の承諾が得られず、ガス採取事業の開始のめどは立っていないとのことです。

県としては、地元住民の理解を得ることが重要であると考えていることから、事業者と地元住民との調整が図られるよう沖縄総合事務局長と連携していきたいと考えております。

以上が観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。
休憩いたします。

午前11時50分 休憩
午後1時23分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第39号アスベスト被害者救援に関する陳情、14ページ、これは要するに復帰前の基地従業員のアスベスト被害についてなんですが、陳情処理方針に書かれていますが、要するに労働災害補償の対象にならないということによって言っているようですが、これはどこがそう決めているんですか。

○湧川盛順雇用労政課長 今の適用されないということについては、平成21年

3月の照屋寛徳衆議院議員の国会質問に際して、国のほうで説明しているんですが、それによると、沖縄の復帰前に布令第42号の適用を受けていた基地労働者のうち、米軍に直接雇用されていた労働者は、復帰前に被災した労働災害に係る補償については、沖縄返還協定に基づき米軍に請求できるとされており、復帰後に被災した労働災害に係る補償については、労働者災害補償保険法に基づき、日本の基地労働者として、労災保険給付を請求することができることされている。そのために、復帰前に離職した場合には、労働者災害補償保険法に基づく請求ができないことになるという理解をしております。

○当銘勝雄委員 今の説明からすると、アメリカ軍に対して請求できるということですね。

○湧川盛順雇用労政課長 そのとおりです。

○当銘勝雄委員 これに対して、アメリカ軍に対してそういった請求をされた経緯があるのかどうか、その辺どうなんですか。

○湧川盛順雇用労政課長 うちの今の情報では、直接米軍に補償を請求した事例はないと理解しております。

○当銘勝雄委員 この陳情からすると、米軍に請求するというのではなくて、日本政府のほうでこれをきちんとやってもらいたいという考え方にあると理解していいですか。

○湧川盛順雇用労政課長 そのとおりでございます。

○当銘勝雄委員 国に対して沖縄県は、今どういうふうになっているんですか。

○湧川盛順雇用労政課長 今、処理方針に書いてあるとおり、国の今後の対応を見守りつつ、復帰前従業員の聞き取り調査も含め、労災補償適用について、国への要請を検討してまいりたいと考えております。

○当銘勝雄委員 検討してまいりたいということですが、これは要するに、アスベスト被害が出てから結構なるはずなので、そういう陳情があるまでは県は関知しなかったということですか。

○湧川盛順雇用労政課長 そのとおりです。

○当銘勝雄委員 この陳情の趣旨にもあるように、石綿肺がんの救済率が11.4%と低いと。これは労災認定ですね、労災認定が低いと。11.4%というのは沖縄県がとそういう意味ですか。

○湧川盛順雇用労政課長 沖縄県のみではなく全国の数字ではないかと思えます。

○当銘勝雄委員 これが仮に全国の数字だとすると、沖縄県のそういう数字もありますか。

○湧川盛順雇用労政課長 国のほうから、そういう数字は出ておりません。

○当銘勝雄委員 ここに書いてあるアスベストの被害には中皮腫と肺がん、この2つですか。

○湧川盛順雇用労政課長 中心は中皮腫と肺がんとなっております。

○当銘勝雄委員 中皮腫と肺がんの違いはわかりますか。

○湧川盛順雇用労政課長 少し専門的になるのでそのまま読み上げますが、中皮腫についてですが、肺は胸膜と腹膜という膜に包まれていまして、その表面を覆っているのが中皮ということで、その中皮から発生した腫瘍を中皮腫というようです。

○当銘勝雄委員 よくわかりませんが、基本的には肺を覆っている部分の表面的なものが中皮腫、中に及んでいることが肺がんということになるんですか。

○湧川盛順雇用労政課長 石綿を吸い込む量が、多ければ多いほど肺がんになっていくということだと思います。

○当銘勝雄委員 この陳情にも書いてあるように、結局かなりなるわけですね、アメリカ軍がこうやっていって、雇用が日本政府雇用にかわってからも長

くなるわけですよね。そして、もう元従業員というのが高齢化あるいは死亡者がふえていると書いてあるように、早急にそこら辺の状況調査をして、国に対して求めないといけないわけなので、これについて観光商工部長どういうふう
に、今後スピードアップしてやっていくかということについて、観光商工部長の力強い御意見も賜りたいと思いますが、どうですか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 沖縄駐留軍離職者対策センター、こちらでアスベストなどの相談を受けているんですが、現在、復帰前の離職者が4名ほど今相談をしております。申請にはまだ至っておりません。ただ、復帰前の扱いについては、民主党のほうのアスベスト対策推進議員連盟で、去る2月3日に設立されたということで、国が動き始めておりまして、県としてはこういう動向を見きわめながら、補償が適切に受けられるよう調整して、検討していきたいと思っております。

○**玉城 ノブ子 委員長** ほかに質疑はありませんか。

○**座喜味 一幸 委員** では二、三点お伺いしますが、まず1つに沖縄赤瓦の優先使用について伺いますが、まず沖縄赤瓦という地域団体商標の中では、沖縄赤瓦というのは何を言っているんでしょう。

○**嵩原 安伸 商工振興課長** 沖縄赤瓦というのは、沖縄県赤瓦事業協同組合が商標登録しておりますが、この組合が製作する沖縄県産赤がわらと理解しております。

○**座喜味 一幸 委員** 沖縄赤瓦というのと、今使っている、現行幅広く使われている県産赤がわらとの違いというのは何なんでしょう。

○**嵩原 安伸 商工振興課長** 沖縄赤瓦というのは、沖縄県赤瓦事業協同組合が有する1つのブランドというふうに理解したらわかりやすいかと思います。

○**座喜味 一幸 委員** この陳情のそもそもの根本的な問題はどこにあるんですか。要するに、本土のかわらとの競合で、とてもじゃないが採算が合いませんよと、できたら優先的に、いろんな特例枠をつくって優先的に使ってくださいということなのか、この沖縄県の赤がわらの中でも、組合に入っている人と小規模ながらも営々としている赤がわら屋もトータルとして救わないといけない

ので、そういう業者に幅広い支援をしてくれよという意味なのか、その辺の趣旨を少し整理して教えてください。

○嵩原安伸商工振興課長 県産赤がわらは、最近の不況でありますとか、外国産赤がわらの輸入増加によりまして、大変厳しい状況にございます。そういう意味で、県でも県産赤がわらを優先的に使用するという事で努めておりまして、県の公共工事においても、これは土木建築部が施工した範囲内の数字でございますが、100%県産の赤がわらを使っております。ただ、その中にも組合の、先ほどの陳情に上がっている沖縄赤瓦以外にも、県産赤がわらというのはあるんです。ですから、この陳情は県産赤がわらを優先的に使用するという事で大変結構なことだと思っておりますが、我々の考え方としては、沖縄赤瓦以外の県産赤がわらもございますので、それは沖縄赤瓦を優先的に使用するという事ではなくて、県産赤がわらを全般的に差別なく優先使用すべきだろうと考えております。

○座喜味一幸委員 品質とかそういうことにおいて、特段県産赤がわらとしてそんな大きな違いがあるわけではなくて、これは基本的に沖縄の県産赤がわらとして使って、要するに推奨品として問題ないと理解してよろしいですか。

○嵩原安伸商工振興課長 今、沖縄赤瓦以外の県産赤がわらのことだと思っておりますが、特にその中でも優良県産品の指定を受けているかわらもございまして、特に問題はございません。

○勝目和夫観光商工部長 先ほどの、何が背景かということについては、県内仕様のブランドであったので、積極的に進めていきたいという趣旨がありますが、あと1つ、外国産の赤がわら、スペインがわらとか、大体調べたら20%強、外国産のかわらが入ってくるということで、県内産を優先してもらいたいという2つの背景があると思っております。あと、沖縄赤瓦については心配ないということで、IT津梁パークなどにも使っているという現状でございます。

○座喜味一幸委員 もう一点だけ、外国から入ってくる赤がわら等については、例えば家をつくる時に赤がわらを使う場合には枠が広がったりというような、貸し出し条件がよくなりますが、外国産の赤がわらについても、それは現在対象となっておりますか。

○**嵩原安伸商工振興課長** 沖縄振興開発金融公庫などで融資枠を拡大するという、特別扱いがあるかと思うんですが、これは県産赤がわらを対象にしていると認識しております。

○**座喜味一幸委員** 非常に景観を含めて、これからの観光は景観をよくするという意味においても、やはり地場産業、そして赤がわらの活用等々は、非常にこれからの建築材料として、ぜひ伸ばしていきたいと思っておりますので、その赤がわらの育成をいろんな面で支援していただきたいと思えます。

あと1点伺いますが、天然ガス採掘に関する条例等の早急な整備ということでも少し伺わせてもらいますが、鉱業権の話がありますが、天然ガス等に係る鉱業権というのは、沖縄においては復帰後著しく鉱業権の出願等があったと思えますが、天然ガスに係る鉱業権の出願状況はどうなっているのでしょうか。

○**上原俊次産業政策課長** 出願については、沖縄総合事務局のほうに出しておりますが、詳しいデータはこちらにはございませんが、実際に許可されて採掘された案件としましては、ロワジールホテル&スパタワー那覇に使われているものと、那覇市古島の健康増進センターで使われている、この2カ所でございます。

○**座喜味一幸委員** 今後、このような案件というのは結構ふえてくるのではないかと考えているんですが、現在南城市でもやっておりますし、いろいろ出てくると思うんですが、事実鉱業法の第64条の承認が得られずということが書いてあるんですが、ちなみに単純に承認というのは、地域住民の承認事項というのは、大体どういうものなのでしょうか。

○**上原俊次産業政策課長** 鉱業法では、許可した後に、実際に機械の設置等までできますが、実際にガスの採取というときには、第64条で制限がございますので、この場合は、採掘する場所から半径50メートル以内の所有物を持っている管理者等に承諾を得なければいけないという規定がありまして、その承諾を受けていないということが今回の案件でございます。これは沖縄総合事務局の許可に基づくものでございます。

○**座喜味一幸委員** これからの行政上の問題が、少しこの中に入っていると思っているのは、この問題で地盤沈下があるよということで、懸念材料として上がっているんですが、私はこの問題は、割と天然ガスとか温泉という湧出量の

少ない、割と小規模なものに関しては、さほど問題ないのではないかと。それよりも内地で起こっている問題というのは、地下水の異常な取り込みによって地盤沈下が起きて、いろんな沈下が問題として起きているんですが、こういう問題があるのであれば、この天然ガスの埋蔵量、それから地域ごとの賦存量からの利用量、温泉、そういうものの1坑当たりからの湧水量の範囲、そういうもの等、事前に予測しておかないと、こういう問題というのが必要以上に不安を抱く問題になると思っておりますので、いよいよ、そういう天然ガスと温泉等の利活用に関しての、ある程度の地域ごとの賦存量、それから地盤の地質構造の地質層序等、そういうものをある程度把握しながら対応していかないと、その基礎的な情報がないと、地域住民からの不安に対してよくあおられていくというようなことがあって、非常に仕事が進みにくい。これから、その温泉、天然ガス等についての利活用が非常に伸びてくると思うので、その辺の下準備、ルールづくり、予備調査、非常に必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 鉱業法に基づく採掘の許認可などは、国の専管事業となっておりますので、我々は地域住民の同意を申請、地元の代表、県として申請するという手続であります。その件のことは、今委員おっしゃるように、これからいろいろ有望な資源だと言われておりますし、これからも出てくる可能性がありますので、沖縄総合事務局と連携を密にしながら対策を検討していきたいと思っております。

○玉城 ノブ子 委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 公契約条例の制定を求める陳情ですが、15から16ページですが、この公契約条例については、類似の陳情がおとし、日本労働組合総連合会沖縄県連合会から提出されて、昨年6月定例会で、この経済労働委員会で採択されておりますが、その後も一般質問とか予算特別委員会で取り上げられております。処理方針ですが、国や他県の動向を注視しておりますが、これずっと変わらないんですよ。やはり、この沖縄県は全国の平均所得の7割の低所得ですので、もっと率先して取り組んでいく課題だと考えているんですが、どうでしょうか。

○湧川 盛順 雇用労政課長 まず、この公契約条例について、都道府県でまだ制定されていないところがないというところがございます。また、千葉県の野田市

で採択されているんですが、一方兵庫県の尼崎市では、否決されたというような状況もございます。千葉県野田市で制定されてはいるんですが、その部分を、まだ若干課題等があるようですので、そういった課題も整理しながら、やっていく必要があるのかということで、このような処理方針にさせていただいているところです。

○瑞慶覧功委員 この処理方針の中でも、さまざまな整理すべき課題があるところあるんですが、どういった課題があるんですか。

○湧川盛順雇用労政課長 例えば、尼崎市で否決されたわけですが、いろいろと情報収集してみますと、まず労使間の労働契約の内容に介入するもので、労働基準法等の労働関係法に違反するのではないかというものがありますし、もしくは事業者に対して、最低賃金法上の地域最低賃金額を上回る賃金の支払いを義務づけるという条例の規定が少し法律違反ではないかとか、最低賃金法を守っても条例に違反した場合に罰則規定を設けること自体が違法ではないかとか、そういう法解釈上の問題があります。

それからまた、県で実施する際には、どうしても市町村と違って組織が大きいということもあって、この契約に係る法律が多岐にわたる、また関係部局も多岐にわたるということもあって、その最低賃金を定めるには相当な取り組みが必要と思われまますので、そういう課題を整理していく必要があると思っております。

○瑞慶覧功委員 今、野田市だけが制定されているということですが、先ほど尼崎市の話もあったんですが、そういったところは直接調査というか、そういうことはなさっておりますか。

○湧川盛順雇用労政課長 直接訪問して調査したことはないんですが、インターネット等で今いろいろと情報をとれますので、そのあたりで今情報収集に努めているところがございます。

○瑞慶覧功委員 やはり沖縄県は、これをとても重視してやっていく必要があると思うんです。ぜひ、そういった先進地に直接行って、調査してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○湧川盛順雇用労政課長 直接、調査に行くかについては、今うちのほうでど

こまでの情報が必要なのか、そのあたりを検討しながら必要に応じて考えていきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員 処理方針のほうに適切に対応していきたいとあるんですが、やはりもう一年も経過して、そういう大事な取り組みということで県議会でも出てくるわけですから、もっと積極的な対応に変えるよう、努力していただきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 陳情第25号、説明資料の12ページ、県産品沖縄赤瓦の優先使用に関する陳情について質疑をいたします。まず、先ほど課長がお話をしていた、沖縄赤瓦と県産赤がわらとの違いの話の中で、実はこの陳情者の要旨の中には、県内の全かわら製造業者が、沖縄県赤瓦事業共同組合員となるということを書いているんです。皆さんの中には、沖縄県赤瓦事業協同組合の会員以外にもという、赤がわら等製造している工場があると言っているんですが、その表現の違いというのは、一体どういうことなんでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 我々が把握している事業者数というのは6社ございまして、そのうちの4社が沖縄県赤瓦事業協同組合の組合員です。そして、もう一社が今年度の4月に加わって、組合としては5社になると。ただ、もう一つございまして、沖縄クチャ・赤土造形企業組合という南城市にございまして、個人の企業組合がございまして、そこは協同組合に入っておりませんので、そういう記載をしております。

○上里直司委員 この陳情者は全かわら製造業者がと言っているわけで、今の南城市の業者というのは、かわら製造業者ではないということなんでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 実際に赤がわらを製造しておりますので、赤がわら製造業者と言えらると思えます。

○上里直司委員 もう一つ県産赤がわらについてお尋ねしますが、この赤がわらの製造、または材料の入手、それぞれすべて県産品なんでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 原材料のすべてが県産かどうかまでは把握しておりません。

○上里直司委員 皆さんは、この事業協同組合にも確認をしたことがない。要するに、特に土というものは海外から輸入しているということなんですか。

○嵩原安伸商工振興課長 土は基本的に県産だと思いますが、今現在、正確な資料がございません。

○上里直司委員 公共工事における優先使用というのも、恐らくこの業者が求めていることですが、私は議会事務局通じて皆さんに照会をしたんです。そうすると、土木建築部は赤がわらについては、ほぼ100%県産品使用しているという形で、すぐに答えが返ってきたんです。そして、皆さんは陳情の処理方針にも書いてあるとおり、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の基本方針をうたっていて、なぜ県発注の工事において、こういう県産品使用の実態把握というところで、土木建築部だけぽっと資料が出てくる。そして皆さんからは、他の部局については出てこないというのは、どうしてなんでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 全部局に対して調査をしておりますが、議会中ということもありまして少し時間がかかっております。土木建築部に関しては、他の部局から分任を受けて施工している部分もありますので、その部分について100%ということで、お答えしております。

○上里直司委員 議会中だ云々ではなくて、土木建築部でできることが、他の部局でなぜできないのかということなんですか。それはソフトがあるからなのかとかなのか、その辺がよくわからないんです。それ御説明いただけませんか。

○嵩原安伸商工振興課長 土木建築部におきましては、電算システムを導入しておりますので、データがすぐ出るという状況と聞いております。

○上里直司委員 2年前のたしか6月議会に、県産品の優先使用の条例が沖縄県工業連合会から出ていたんです。そういう記憶があるんですが、どれだけ使っているのかという疑問をしたら、わからないという答弁だったんです。当時の部長が。土木建築部ができる仕事を、各部がどういう形で公共工事において、どういう県産品を使用しているかぐらいは、把握に努めないといけないのでは

ないですか。もし、そういう方向で他の部局にも同じような形でわかるようにできないか、皆さんどういう見解なんでしょうか。私はやるべきだと思っているんです。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 県産品使用月間などを設けて、各関係する国の施設、機関等に要請しているところですが、一応、11品目はいろいろ常にチェックして、例えば50%ぐらいしか使われていないとか、そういうデータをもとに要請しているところで、その件は適宜努力しているつもりではありますが、先ほどの電算ソフトはないというのが現状で、各部バラバラな状況にあります。

○**上里 直司 委員** バラバラではなくて、ぜひこういうのを取り入れていただきたい、全庁的に。そのことはこの場での要望にとどめておきたいと思います。

この要旨に地域ブランドとして指定するとともにというのがありますが、この地域ブランドというのは、どういう形で指定をされるんですか。これは県がするものなのか、国が指定するものなのか、どうなんでしょうか。

○**武村 勲 新産業振興課長** 地域ブランドという県の指定制度はありません。ここで言っているのは、国の地域団体商標という特許庁の指定制度でございます。

○**上里 直司 委員** これは取得をされたんですよね、この特許庁の。そして、この地域ブランド指定というのは、どういう意味なんですか。

○**武村 勲 新産業振興課長** 地域ブランドという指定制度はありませんので、この記載については、少し私どもも十分把握できていないところです。ただ、地域ブランドを構築するための支援制度というものには、取り組んでおります。

○**上里 直司 委員** 先ほど外国産の話がありましたが、県産品と外国産の価格差というのは、大体どれくらいになるんでしょうか。

○**嵩原 安伸 商工振興課長** 現在、外国産としまして、スペインがわらといわれているのがスペイン、フランス、イタリアから入っております。あと、中国がわらといわれている中国産のかわら。その4カ国から入っておりますが、スペインがわらについては約半額と聞いております。中国がわらについては、今のところ手元に資料がございません。

○上里直司委員 実は、県の土木建築部は100%とあって、IT津梁パークだとか、万国津梁館、さまざまな施設を県発注の、恐らくほとんどに近いと思うんですが、県内の市町村において、実は中国産の赤がわらを使用しているという記事が何年か前に出ていましたし、実際私もその施設を見たんです。これは安いから使用されると思うんですが、観光商工部長から県内の市町村に対しても、これは県産品使用ということもかんがみて、沖縄産の赤がわらの使用を、ぜひ普及したいというような、そういう通達ないし指示をぜひ出していただきたいと思うんですが、観光商工部長いかがでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 我々としては、特定のブランド、この処理方針にありますように、県産の赤がわらを広く地元を活用していただくよう、その件は県産品奨励月間と合わせて、市町村と協力できるように調整、検討していきたいと思っております。

○上里直司委員 ぜひ、よろしく願いいたします。続いて14ページのアスベスト健康被害者救援に関する陳情です。復帰前の基地従業員の労働災害補償適用を求める意見書ということで、県議会のほうに来ていますが、先ほどの説明の中で、米国に労災補償を求めることができるとおっしゃっていましたが、資料を見ると、実際にはほとんどできないというよりか、米国政府に対する補償請求の実行は1年だという指摘をされていますが、皆さんの認識もそれでよろしいのでしょうか。

○湧川盛順雇用労政課長 そのような理解でおります。

○上里直司委員 これは、県議会に対しての意見書可決ということでもありますし、当然今、復帰前の駐留軍従業員への法の適用、労災の適用というものを働きかけている一人でもあります。どうも県から、これを要請という声が、まだ少し足りないような気がするんです。観光商工部長も先ほど国の動向を見守りつつとお話がありましたが、本当に法律のはざままで非常に苦しんでいる方々ですから、県としても動向を見守るではなくて、国に対してこの問題をしっかりと、労災補償適用すべきだという要請をやるべきだと思っているんですが、ぜひよろしく願いします。観光商工部長の見解をお願いいたします。

○勝目と夫観光商工部長 もちろん我々もただ見守るということではなくて、タイミングというのがあると思います。そのときも御相談しながら、民主党で

も議員連盟の設立総会があったようですから、この対策を一緒になってやっていければと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 3ページの「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等を活用した中小業者支援とかありますが、まず、この具体的な中身に入る前に、この地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのは、沖縄の失業問題、雇用問題を解決するためにやられたものと思うんですが、この中身には具体的に入っていないけど、地域職業訓練センターの廃止の問題が出ていますよね。観光商工部長は予算特別委員会で、私は国に廃止の撤回を求めるべきだという話をしましたが、県として廃止の撤回を求めていくということでもいいですよ。

○勝目和夫観光商工部長 存続を要望するということです。

○渡久地修委員 ぜひ、その立場でやっていただきたいと思います。そして、今のところの4ページの3、市町村窓口でも申し込みができるように改善することという要望に対して、市町村の理解と協力が必要ですよということなんですが、この前の11月議会では市町村でも可能だという答弁だったんですが、今までもやっているのがあるから。そして、私は4月1日からやってくださいと言ったら、ぜひ、そうしたいという非常に前向きな答弁が出て、私は評価したと思っていたんですが、ここでは何も変わっていないものだから、どうですか、ぜひ市町村でやってください。

○比嘉清市経営金融課長 県単融資制度の窓口につきましては、その資金の内容や性格に応じて、それにふさわしい窓口を設置しております。この原油・原材料高騰対策支援資金については、緊急保証の認定を市町村でやっているという関係がございまして、市町村のほうで認定しやすいであろうということで、この前の11月議会、前向きにやっていきますというお答えをさせていただきました。そういうことで、その後も市町村の理解を得ようということで、いろいろと考えているんですが、事務量の増大や、あるいは市町村に認定の方法とか、その辺を習得させる期間というのが少し必要でございまして、まだ市町村の理解というか、了解を得ていない状況でございまして。

○渡久地修委員 経過・処理方針というのは、この3カ月、4カ月で若干前とは違うわけですね。私は皆さんを評価しているんですよ。だからこの部分に、今努力中であらうとちゃんと書いたほうがいいと思うんです、せっかく頑張っているんだから。頑張るといって、ぜひ実現してください。どうでしょう。

○比嘉清市経営金融課長 その陳情処理の中で、なかなかまだ理解を得る感触とか、そういうのがない中で書きづらいという面もありますが、努力していきたいという気持ちは11月議会にお答えしたのと変わっておりません。

○渡久地修委員 市町村が反対しているんですか、事務量がふえるということですか。

○比嘉清市経営金融課長 市町村が反対しているということではなくて、我々のほうで働きかけをするに当たって、市町村を集めての、1カ所、2カ所ではなくて、何カ所かの市町村の理解を得ないといけないものですから、その作業が、まだ十分やられていないということでございます。

○渡久地修委員 事務量がふえるというのは、皆さんの事務量がふえるということですか。

○比嘉清市経営金融課長 市町村の事務量がふえると、負担がふえていくので、それについては理解を得るために、十分説明をしないとけないということで、我々の事務量がふえるということではございません。

○渡久地修委員 市町村に説明はやったんですか。

○比嘉清市経営金融課長 県の準備がまだ十分できていなくて、具体的な説明までは至っていません。

○渡久地修委員 4月1日からできるように頑張ってくださいと言ったつもりでしたのに、ぜひ、これは全力でやってください。観光商工部長どうでしょう。

○勝目和夫観光商工部長 引き続き、取り組んでいきたいと思っております。

○渡久地修委員 次5ページ、借りかえ制度創設に向けて取り組みを始めたところでありますということで、これもぜひ頑張っていたきたいと思うんですが、いつ実施する目標なのか、それから他県の事例ということでありますが、他県の事例というのは、どこの県を参考にしているのか。そして先ほど言った、いつ実施をめどにしているか教えてください。

○比嘉清市経営金融課長 借りかえ融資制度については、リスクの高い中小企業者、返せなくなった状態というのはリスクが高いものですから、その何本かの借入金を1本にまとめるとか、リスクが高くなるものですから、その金利の設定とか、それから今まで借りていた資金が、どういう保証を受けていたかということによって、借りかえ後の保証の問題とか、いろいろな課題が多くて、金融機関に対して、県としてそういうことを検討していますということをお伝えして、意見を収集しているところでございまして、この4月1日からは無理でございます。できるとすれば、年度途中で要綱の改正ができればできるんですが、一応我々のめどとしては、次年度いっぱいということを考えております。次年度いっぱいにはどうにかしたいと。ただ、相手があることでございまして、絶対やりますということは、なかなかお答えしづらいところです。

それから他府県の状況については、今基本的な調査ということで、他府県でどれぐらいやられているかの調査をして、今の結果として29県が制度をもって、14県が現状の資金で借りかえ可能であるというような情報を得ていまして、その中で制度を持っているところについて、いわゆるパンフレットとかそういうものは取り寄せているので、今後その中身を少し精査していきたいと考えています。

○渡久地修委員 これもぜひ早目にやってください。今、年度途中でも可能性あると言っていました、とにかく中小業者も大変ですので、一刻も早いほうが、その分、中小業者を救うことができますので、次年度いっぱいと言わずに、年度途中でできるのであれば、ぜひ、そういう方向でお願いしたいと思います。

次に、先ほどの赤がわらですが、聞いていて余りはっきりしないんですが、赤がわらというのはわかるんですが、沖縄赤瓦というのが特許庁から商標登録された。これはどういう基準で、基準というのは何かあると思うんですよね、沖縄赤瓦と商標登録された赤がわらというのが、どういう基準なんですか。

○武村勲新産業振興課長 地域団体商標制度ですが、これは商品名に地域の名称を加えて登録する制度なんです、これを申請できるのは、事業協同組合等

がそういう申請ができることになっておりまして、これは平成18年4月からの新しい制度です。その登録の要件ですが、出願人がまず法人格を持つこと。それから特別法により設置された組合であること。それから構成員の加入が自由に保障されているという制度、そういう条件のもとに、特許庁で申請を受けまして商標登録をするという制度で、沖縄県内で既に15件の登録がございます。

○渡久地修委員 今聞くと、この組合が向こうに申請をして許可を得たものを沖縄赤瓦という。例えば、けさもやった紅型の規定とか、いろんな規定ありますよね、沖縄赤瓦というのは沖縄の土を使って、赤の色はどの程度の赤とか、かたさとか、あるいは形状がどうかというのが沖縄赤瓦というものではなくて、この組合が申請したものが、例えば黒いかわらでも沖縄赤瓦ということになるんですか。

○武村勲新産業振興課長 この赤がわらについて詳細は承知していませんが、沖縄で使っている赤いかわら、黒いかわらは排除されるのではないかと思います。それから、この沖縄赤瓦という名称を一定期間使っていて、十分周知されているということが、登録条件になっております。

○渡久地修委員 私が聞きたいのは、先ほど言ったうるま市にある入っていないところも赤がわらつくっていますよね、どこが違うんですか。

○武村勲新産業振興課長 商品の内容としては、恐らく大きな違いはないかと思えます。ただし、この組合に入っていることが、この沖縄赤瓦という名称を使うという要件になっておりますので、組合に入っていないということが大きな違いではないかと思えます。

○渡久地修委員 この組合に入ってる、入っていないだけで違うということなんだけど、県としては赤がわらの振興というか、どういう方向にもっていこうとしているんですか。赤がわらというのを、これから本当に育てていくのか、伸ばしていこうとするのか、あるいは第三者的に眺めているのか、どちらなんだろう。

○勝目和夫観光商工部長 赤がわらについては、先ほどのように県産品奨励月間で、沖縄らしい観光風土ということで推奨しているということと、あと事業協同組合と一緒にあって、工業技術センターで共同の実験などをやって、さらに

品質も高めていたり、いろいろ協力しているところがあり、今後も沖縄らしい赤がわらというのを、どんどん推薦していきたいと思っています。

○渡久地修委員 余りわからないけど、6社あって、そのうち5社が組合に入っていて、1社は入っていないと。何か入らない理由があるのか、あるいは皆さんとしては、本当に今、観光商工部長が言ったようなものであれば、全部が入って、全部が1つにまとまってやっていくというような指導なり、そういう方向性なりを持っているのかどうなのか、その辺が解決すれば別に何も問題ないと思うんですが、その辺どうなんですか。

○勝目と夫観光商工部長 おっしゃるとおり、1つの組合のほうが対外的にアピールできます。ただ、もう一方の沖縄クチャ・赤土造形企業組合、これも中小企業等協同組合法にのっとった組合ですので、その件は話し合いで今後一本化していけるのか、両方の組合がそれぞれ別に活動しているという現状をどうするかというのは、今後関係者といろいろ相談しながらやっていきたいと思えます。

○渡久地修委員 6社のうち5社が入って、残りは1社と言ったのに、1社が沖縄クチャ・赤土造形企業組合と。ではこの沖縄クチャ・赤土造形企業組合というのは、赤がわら以外のまた別の何かをつくっている、たくさん事業所が入った組合があるんですか。その辺が余りわからないですね。1社で組合をつくっているんですか。

○比嘉清市経営金融課長 事業協同組合の場合には、事業者が集まって共同事業をやろうという趣旨でつくるものなんです。それから企業組合というのは個人が集まって、あたかも1企業と同じような形でやっていくというような性格の違いがありまして、ですから事業者が集まって企業組合をつくるのではないです。

○渡久地修委員 事業協同組合に入らない理由、何かあるんですか。

○比嘉清市経営金融課長 事業協同組合の加入・脱退というのは、自由意思であるんです。ですから、沖縄クチャ・赤土造形企業組合が沖縄県赤瓦事業協同組合に入っていない理由というのは聞いてなくて定かではないんですが、それは自由加入・自由脱退ということになっていますので、そういう中でその意思

によって、入る入らないは決まってきます。

○渡久地修委員 観光商工部長、県としては沖縄赤瓦としてブランド化を図っていくのか、県産赤がわらとしてブランド化を図っていくのか、あるいは単なる赤がわらとしてやっていくのか、この辺やはりまとめてやっていかないと。今度の陳情を一つの機会として、いろいろ検討してみる必要あると思うんですが、いかがですか。

○勝目と夫観光商工部長 我々としては、広く県産赤がわらを推薦していきたいと思っております。

○渡久地修委員 次に17ページ、沖縄県中小企業の振興に関する条例。この陳情を読むと、これは難しいことは何もないというか、結局、振興条例つくったので県はちゃんとやってくださいというような中身ですよ。私はこの陳情が出たことに対しての観光商工部長の見解、これはこの陳情が出たことに対して、県としては今まで中小企業育成はどうだったのかというのが問われていると思うんですが、その辺の観光商工部長の見解をお願いします。

○勝目と夫観光商工部長 陳情に対して、我々としてもなぜ経済労働委員会に陳情が上がったかというのが正直わからないところがありまして、確認しましたら、会議の時間が短くて十分に意見が伝えられないということで、それは御要望として、いつでも我々としては、そういう要望があれば、いつでもこれは対応できる話であります。もちろん、そういうことをやれる背景は、もっといろんなものがあつたと思いますが、とにかく沖縄県中小企業の振興に関する条例をつくって、この会議を活性化していきたいという気持ちだと思っておりますので、これに対しては、我々もただ条例をつくっただけではなくて、隅々まで条例の趣旨・中身が伝わるように、改めて取り組んでいきたいと思っております。

○渡久地修委員 私は観光商工部長の見解を聞いて、逆に少しアーと思って、もっといい答弁が出てくるかと思つたのに、やはり中小企業の振興に対する姿勢が弱かつたから、私はこれが出てきていると思うんです。それを、なぜこれが出てきたかわからないということ自体、もっと今までの取り組みを振り返ってみる必要があるのではないかと思うんです。そして、今度の県議会で観光問題で相当議論出ましたよね、いろんな意見をみんな持っているよと、地元の観光組合、旅館・ホテル組合の皆さんは、県に対する不満をいっぱい持っていま

すよと。そして、中小業者もいっぱい持っているんですよ。そして、先ほどの議論のIT津梁パークも、私質疑したさ、10億円かけるんだったら、何で中小企業のために使えるようなことはできなかったのかとか。だから、私は基本的に、いつも言っていますが、県は企業誘致、企業誘致というのは一生懸命言っているんだけど、今疲弊している地元企業をいかに強力に支援していくかということが、抜けているのではないですかというのは、口酸っぱく言っているつもりなんです、皆さんはやっていますと言うけど、そういったのが、私はこれにあらわれているのではないかと思うんですが、その辺もう一度、どうでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 県内の99.9%が中小企業ということで、やはり地元の産業が元気にならないと沖縄県政の発展がないということは、委員と同じ意識だと思います。そのために2年前にこういう沖縄県中小企業の振興に関する条例をつくって、取り組みを始めていますが、まだ、少し十分に趣旨や方法の、思い込み、違いがあったりする過程かと思っておりますので、これを機会にさらに隅々まで、地域部会など設けていますので、地域の部会あたりも積極的にそこまで、県が中に入り込んでやってくださいという趣旨もありますので、本来なら主体的に地域部会などを動かさないといけないという背景もありますが、立ち上がるまでは、我々としても中に入って、一緒になってやっていきたいと考えております。

○渡久 地修 委員 この陳情の2にあります支援計画、そして皆さん方の処理方針で、平成21年度支援計画の事業実施状況の公表については、より早目に対応し、また十分に意見が述べられる機会を設けるよう対処していきたいと考えておりますという方針なんです、これは平成21年度支援計画ですが、平成22年度支援計画というのものもあるんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 毎年つくっております。

○渡久 地修 委員 新年度の、平成22年度の予算審議もして出ているのに、平成21年度のがまだ十分にやられていないと。私は、平成22年度一生懸命これからやろうとするときに、平成21年度も十分にやられていなかったという点では、やはり中小企業99%という割には、なかなか弱かったということがいえると思っております、繰り返しになりますがどうでしょうか、中小企業に対する支援は。

○勝目和夫観光商工部長 ここに書いてあるのは実施状況の公表で、計画案を策定中に対応していきたいと、それも早目にということでございます。

○渡久地修委員 中小業者、あるいは陳情者も各会派に回ってきていましたので、私たちも意見を聞きました。それから、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合の意見も聞きましたが、なかなか自分達の状況を、県は本当に真剣につかもうとしていない、聞こうとしないというのが、結構根っこにあるんですよ。会議をやったら県の方針というのをワーッと説明して、大体それで終わってしまうと。そして、自分たちのものが、この条例せつかくいいものができたのに、下から酌み取っていこうという姿勢が見られないというのが、一番の不満のような感じがしたんです。だから、聞く耳を持つ、どこで困っているのかというのを、もっと吸い上げていくという体質というか、そういったのに改めていくというのを十分求められていると思うんですが、どこで困って、何の支援が求められているのかという、皆さん方が、すぐ上から決まったものやっっていくのではなくて、そういう姿勢が大事だと思うんですが、どうでしょう。

○勝目和夫観光商工部長 地域の中小企業対策は、地元の商工会・商工会議所あたりも連携してやっているところがありますが、今後さらにそういう機関、関係市町村、地元の企業とも十分意見交換ができるような体制を取り組んでいきたいと思います。

○渡久地修委員 この陳情が何で出てきたかということで、この陳情を出されたところに、あなた方何でこんな出したかという立場にしないで、やはり正面から真摯に受けとめて、取り組んでいただきたいと思います。

次に20ページのガスですが、この土地はどこかの所有になりますか。

○上原俊次産業政策課長 スポーツパレスジスタス浦添というのがありますが、そこは財団法人沖縄県保健医療福祉事業団が管理している施設、敷地になります。財団法人沖縄県保健医療福祉事業団は、県の外郭団体という位置づけになっております。

○渡久地修委員 県の外郭団体というのと、この土地の所有者というのは、その外郭団体のものか、あるいは県になるんですか、どちらですか。

○上原俊次産業政策課長 福祉保健部の所管の事業団でございますが、土地、

建物の所有者というか、その情報は今手元にございません。

○渡久地修委員 では、これは後で全員に知らせてください。もし仮に、これが県の土地あるいは事業団の土地、多分事業団か県の土地だと思うんですが、そうなった場合の地下に埋蔵されているガスあるいは温泉というのは、県なり事業団のものだと思うんです。それを先ほどのジスタスと国だけの関係にしたらいけないと思います。そうすると県の物すごい財産でしょう。その辺の関係どうなりますか。

○上原俊次産業政策課長 温泉法に基づき、出ております温泉水は財団法人沖縄県保健医療福祉事業団のものだということです。ただし、それと一緒に出てくるガスは鉱業権者のものだということでございます。この場合、鉱業権者はオーピーエナジー株式会社と株式会社シントーが共同鉱業権者になっておりますので、ガスについてはこの2社のものだということです。

○渡久地修委員 温泉は財団法人沖縄県保健医療福祉事業団のもの。陳情を見ると、このガスというのは温泉と一緒に出てくるのかな、温泉の中に含まれるのかな。だから、これは事業団の温泉を採取しないと出てこない。そうすると、これは事業団の問題も含まれるし、県の外郭団体だから県も当然かかわってきますよね、どうでしょうか。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、財団法人沖縄県保健医療福祉事業団の所管が福祉保健部であるなど、当該質疑については複数の部局にかかわることであることを確認した。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 要するに、これは事業団の土地か県の土地か、これもまだ定かではないが多分どっちかで、出てくる温泉水は事業団か県のもの。そういったいろんなかかわりがあるから、そして、地域住民から、こういうまた危険な爆発の問題も出されているので、簡単にこれはオーケーはできないと思うし、県としてもこれは国とその申請者だけの問題ですよとしないで、県のかかわり

も十分あるので、そこは慎重に調査もして、県としての責任ある対応をやっていただきたいと思いますが、観光商工部長どうでしょう。

○**勝目和夫観光商工部長** 関係部のこれまでの経緯も含めて、少し我々で把握していないところがありましたので、その件は少し調整させてください。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○**玉城満委員** 13ページ、沖縄市アメニティプラン株式会社の陳情の件なのですが、高度化融資の32億38万6000円とあります。これに保証人という形で書かれています。何人の保証人で32億38万6000円の保証をされているんですか。

○**比嘉清市経営金融課長** 保証人の数は5件の貸し付けがあって、それぞれ保証人の数が違うんですが、多く借りているのは土地なのですが、これについては13人の連帯保証人がついております。

○**玉城満委員** 普通、保証人というと、例えば担保があつたりというふうな、僕ら簡単にそう考えるんですが、32億円という金を13人で、実際そういう事業をやるときに、信用保証みたいな形ですることがあるものなんですか、こういう事業で。

○**比嘉清市経営金融課長** 沖縄市アメニティプラン株式会社の場合には、土地、建物が物的担保としてあります。当然、年々償還をしますので、残債務というのは減っていきますので、保証人で通常は負担できると考えております。

○**玉城満委員** 今、沖縄市アメニティプラン株式会社ができ12年でしたか、12年でどの程度償還されているんでしょうか。

○**比嘉清市経営金融課長** これにつきましては、前もってお配りした資料の中にもございますが、貸付額が32億38万6000円、償還済額は4391万4000円、そして貸付残額が31億5647万2000円でございます。

○**玉城満委員** ここ12年でこの調子だと、これは大変なことになるなど、県がこれを察知したのは何年くらい前からですか。

○比嘉清市経営金融課長 経営がうまくいっていないというのは、当初予定していたキーテナントがすぐ撤退をしたころから、少し先行きは危ないという認識はございました。

○玉城満委員 マスコミ等でコリンザ問題が、よく記事になったりするんですが、そのときに、市が買い取るという話も新聞紙上でなされて、実際、今沖縄市では不動産鑑定等を入れて、買い取るという形にもっていけないかという流れになっていると思うんですが、その辺の話は、県との相談、独立行政法人中小企業基盤整備機構との相談、その辺は今どのようにやっているんでしょうか。

○比嘉清市経営金融課長 県と、それから独立行政法人中小企業基盤整備機構は、経営が行き詰まって継続ができないという中で、会計検査や第三セクターの問題等、いろいろ出たことを受けて、どうしていくのかということ沖縄市に働きかけをし、それから3者での話し合いをずっと継続してきております。その中で、沖縄市の方針として施設を買い取ると。そして特別清算をしたいというお話がありました。そういう中で、県としても買い取りについては、了解をしますと伝えてございます。

○玉城満委員 私たちもこの件に関してはかかわってきて、いろいろと勉強させていただいているんですが、例えば債権譲渡という方法はないんですか。例えば沖縄市に、それを任せるといふ。そして、先ほどこの陳情は保証人の軽減ですから、要するに県のほうで、例えば債権放棄をするという方法もあるんでしょうけれども、そうではなくて、この債権を沖縄市に譲渡して、沖縄市でこれを処理してしまう。そして、そのときの金額がいかほどのものかというような相談はありましたか。

○比嘉清市経営金融課長 具体的な形では、債権譲渡をしたいという話はないです。

○玉城満委員 この方法というのは、かなり無理があると思いませんか。

○比嘉清市経営金融課長 債権放棄も債権譲渡も、いわゆる不平等な、要するに等価ではない、32億円の債権があるものを、それ以下で売却をするということは、それだけ財産の価値が減ることになりますので、その意味合いに

においては、形態は違いますけど、意味合いにおいては、債権放棄も譲渡も損をするといえますか、要するに本来回収するべき金を全部取らないという意味においては、困難さというか、債権譲渡も手段としてはございますが、事情は似通っているということになります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 12ページの赤がわら、もう一度確認お願いしたいんですが。表題の中で、県産品沖縄赤瓦を優先使用してもらいたいという表題があるわけですが、どうも中身を見ますと、この沖縄赤瓦というのは商標登録された商品名であると。この事業組合の製品であるということから、県としては県産赤がわらにすることが適当であるので、この沖縄赤瓦の使用については、もっと大きく広く使いたいんだというような内容の理解でよろしいのでしょうか。

○勝目和夫観光商工部長 この処理方針のとおりでございます。

○仲宗根悟委員 処理方針の中で、公共工事における県発注の特記仕様、県産品の優先使用を明記してあるということなんですが、この特記仕様書というのはどれぐらい法的拘束力を持つのか。優先使用と言うからには、使用しなくてもいいのではないのというような受け方もあるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 県内企業の優先発注及び県産品の優先使用基本方針の中に、県産品の優先使用という項目がございます、その中で官公需対策におきまして、この特記仕様書の中で明記している事柄について、それに基づきまして、県の公共工事を行う業者に対し、的確な県産資材の優先使用を指導するということをうたっております。公共工事を発注する各部局におきましては、県産建設資材の使用比率が低い場合には、県産建設資材の優先使用の徹底が図れるよう、工事契約者に対し積極的な指導を行うと規定しております。

○仲宗根悟委員 経過処理の中でも、優先使用の徹底が図られていますという報告ですよ。そして、陳情者は輸入品とも競争を余儀なくされているので、非常に県産品をつくる側としては厳しいんだという内容の訴えだと思んですが、陳情者の言い分と県の出した処理方針の中身、徹底が図られているという

部分の違い、どうなのかと思っているんですが、その辺いかがでしょうか。

○**嵩原安伸商工振興課長** 優先使用基本方針でございますが、もちろん県の発注する公共工事はもとより、国の発注する公共工事、それから市町村に対してましても要請しておりますし、民間事業者におきましてもそれぞれ要請をして、県産品奨励月間の中では沖縄県工業連合会中心にして要請活動をしておりまして、民間事業者においても、その徹底を図っているところなんですけど、先ほど申し上げましたように、コストの問題等多くて、やはり、どうしても外国産がわらを使っているというのが実態でございますので、この辺は、さらに奨励運動を強化しながら、民間事業者の徹底が図られるように、今後とも努めていきたいと考えております。

○**仲宗根悟委員** 今、お答えありますとおり、発注する、そして入札して受注する側からすると、今おっしゃったようにコストの部分もあって、県産品よりむしろこのほうが強度もいいし、いい製品がありますよ、これを使いましたということにまずなるとして、次から発注者側は受注者側に対して、そのペナルティーが課せられるかどうか、まず1つ。まず、それからお答えお願いできますか。

○**嵩原安伸商工振興課長** ペナルティーというか、特記使用書にもありますように、規格であるとか品質とか価格等が、県産品のほうが適正であるという場合には、これを優先使用することになっておりますので、この辺の指導を徹底するというので、特にペナルティーとかを課すということではありません。この辺は徹底が図られていると考えております。

○**仲宗根悟委員** つまり、ある一定程度の図面を持たされて、現場説明しながら、こういう建物をつくってもらいたい。そして、そうやる場合の積算の段階で、皆さんはもちろん県産品を使用した赤がわらであるとか、いろんな建設資材の中で県産品を積算するはずなんですよね、多分そうなると思うんですが、その中で受注する側も、しっかり仕様書には特記として書いてあるわけですから、それを必ず特記事項というか履行しないとイケないと思うんですが、今みたいにコストやら何やら出てきて、仕方なく使わないケースがあるということになった場合に、積算の中身はしっかりしていると、それを使わなかったという意味合いにおいては何らかの指導というか、最終的にはやらなかったというペナルティーまで課せられているのかと思ったんですが、その辺いかがでしょ

うか。しっかり積算あるんでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 赤がわらにつきましては、我々が把握している範囲では100%県産だということでございます。そのほかの資材について、必ずしも100%ではございません。これは、やはりどうしても県内で調達できないとか、在庫が少なくて緊急な工事に間に合わないとか、そういったのがありますので、そういった意味では、その趣旨の徹底は、公共工事については十分されていると思うんですが、積算の段階で、そこまで配慮されているかどうかというのは、わかりません。

○仲宗根悟委員 皆さんとしては、県産品資材の優先使用の徹底をやっていると。特記事項にもちゃんと触れてありますということで、理解はいたしますが、その陳情の少し気になるのが、一番最後の文章ですよ。地場産業振興の観点から、今度は県産沖縄赤がわら、それかられんが等を使用すると。これまた、がわらがひらがなになってるんですよ。この陳情者が、どうもワッターかわらを使ってくれよという心情なのか、あるいは県が言うように、県産赤がわらを優先して配慮してもらいたいという、この文書の受け方なんですけど、見た感じでは、処理方針の一番下と類似していると思うんですが、どうでしょうか。

○嵩原安伸商工振興課長 ひらがなにはなっているんですが、組合が有しているブランドである、沖縄赤瓦を優先してほしいと私どもとしては受けとめて、そういう処理方針にしております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、乙第15号議案沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成22年第1回沖縄県議会（定例会）の議案書に基づき、御説明させていただきます。

それでは、平成22年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の52ページをごらんください。

乙第15号議案沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明いたします。

本議案は、沖縄県民の森において、新たにシャワー室を設置することに伴い、利用料金の基準額並びに供用期間及び供用時間を定めるものであります。

以上が本件の概要であります。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 シャワー室の設置があるということですよ、これが次年度の予算に計上されていたものなのではないでしょうか、御説明ください。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成21年度にシャワー室の予算は組まれていました、それで整備したので、県民に利用してもらうために利用料金の設定をするということでございます。

○上里直司委員 去年の時点でシャワー室設置の予算審議を、もう少し深めればよかったのですが、これは利用者からシャワー室設置の要望があったのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成21年度にアンケート調査をしたところ、シャワー室の整備についての要望がございまして、設置しているところでございますが、今、137名回答いただいきまして、その中で4割の57名が設置の希望がご

ございます。そういうことで、設置する必要があるということで、平成21年度に整備をしております。

○上里直司委員 これはニーズが高いということでの要望ですが、ちなみに、その次にニーズが高かった要望というのは何かありますか。

○長間孝森林緑地課長 県民の森の利用者から要望が多かったのは、児童・生徒の利用が非常に多いということで、遊具施設の修繕とかの要望がありました。これについては、去る2月の補正予算で計上してございます。

○上里直司委員 私も利用して非常にいい施設だと思っていて、それに比べて遊具が古いなという思いがあって、その遊具の古さよりもシャワーの設置なのかなということがあったのですが、これは了解しました。

確かに整備されて利用がしやすくなるというのは、いいことだと思うのですが、私ごとで大変恐縮なのですが、県の他の施設に行くと、例えばインフルエンザの予防ということで、いろんなところにアルコール除菌というのがあります。児童・生徒が多い、触れ合うということもあると、そういうものの設置というのが、私が昨年行ったときは、なかったということです。そして、もう一つ細かいことかもしれませんが、子供たちが多くて、遊ぶときにシャワーの施設ができて、利用料が取られるけれども、手を洗うところに石けん類の、そういうものの用意がなかったのです。改めて、こういう整備がよくなるということですから、非常に簡単なことですが、そういう対策もぜひとられていただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはりインフルエンザとか、公衆のところですので、その辺は今の管理者と相談して検討したいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 100円という料金設定ですが、なぜ100円なのか教えてください。

○長間孝森林緑地課長 料金の設定に当たりましては、近隣の類似施設、例えば沖縄県総合運動公園、平和創造の森公園、それから国頭村森林公園、そうい

う類似施設の調査をいたしまして、ほぼ同額で基準額を算定してございます。

○渡久地修委員 100円を徴収しますと、どれぐらいの利用人数を見込んで、それに要する光熱水費、費用対効果というのは、どのように算出されておりますか。

○長間孝森林緑地課長 アンケート等も、それからキャンプ場が設置されておりますので、キャンプ場の利用者を勘案して、約1500人程度と想定してございます。これに伴う料金でございますが、利用料金にして年間15万円程度を考えております。また、費用については光熱水費、こういうのが伴いますが、これについては約13万円から15万円の範囲だと考えております。

○渡久地修委員 1500人の利用を見込んでいるということで、ちなみに、今言っていたキャンプ場の利用者というのは、年間何名なのでしょう。

○長間孝森林緑地課長 キャンプ場の利用者、年間約6200名程度でございます。

○渡久地修委員 県民の森は、たしか指定管理者だったと思いますが、そうでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 現在、県民の森については、沖縄北部森林組合が指定を受けて管理しております。

○渡久地修委員 例えば、今回シャワー室1回100円ということ沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で決めると、この料金は、条例で定めた100円とイコールということで理解していいのでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例では料金の基準額を決めることになっております。そして、下限が70%、上限が130%、その範囲内で指定管理者が定めるという制度になっております。

○渡久地修委員 今の説明からすると、シャワー室は70円ということもあり得るし、最高130円ということもあり得ると。そして、これは指定管理者が判断というだけですか、それとも県との調整、どんなふうになるのですか。それと

もう一つ、研修室は今幾らでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 料金の設定については、県の承認を得るという仕組みになっております。ちなみに研修室については、1時間につき400円となっております。

○渡久地修委員 県の承認ということですが、例えばシャワー室になると100円、これは基準額、そしてこれは県議会にかけて通ったら、70円から130円までは指定管理者がしんしゃくして県の承認を受ける。これには県議会はタッチしないということで理解していいのですか。

○長間孝森林緑地課長 要領等でそう定められておりますので、今後は議会の承認は必要としておりません。

○渡久地修委員 ちなみに今回この条例が通ったら、指定管理者はシャワー室を幾らにする予定ですか。

○長間孝森林緑地課長 今のところ100円と聞いております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 県の類似の施設でこういうような、いわゆるサービス施設ですよね、これを有料にしてきちんと衛生的な健康的なサービスを提供することは大変大事だと思っているんです。そういった意味合いでは、有料できちんと、そういう方向であるべきだと思っているんですが、類似の施設でそういうことになっていない、ただで提供しているというものもほかにあるんですか。それとも、ほとんどそういう方向できちんと管理はやっていますか。

○長間孝森林緑地課長 ほかの部局のものについて、全部把握しているわけではございませんが、現在、農林水産部森林緑地課で所管しているのが、平和創造の森公園がございしますが、これも同じように条例で100円というのを定めて利用料金を徴収しております。また、沖縄市の総合運動公園、これは土木建築部所管ですが、そこでも利用料金等を徴収してやっていると聞いております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 シャワー室はどういった感じなのか。完全個室なのか、それとも蛇口だけがあるのか、どんなものですか。

○長間孝森林緑地課長 今度整備するシャワー施設については、もちろん男女別もごございますし、もう一つはバリアフリー、それから障害者も利用できるという3つの構造に整備してごございます。男女用、それから身障者用のものを整備してごございます。

○仲宗根悟委員 身障者以外の一般の方々、蛇口が1部屋に幾つかあって、そのシャワーを受けるというような形態なんでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 すべて個室になっております。

○仲宗根悟委員 その施設は1カ所のみですか、数は幾つかあるんですか。

○長間孝森林緑地課長 1カ所だけ管理棟の近く、それからキャンプ場の近くということ、今そこに設置してごございます。

○仲宗根悟委員 1カ所で個室、区切られているみたいですが、一度に何名ぐらい収容できるんですか。

○長間孝森林緑地課長 4つのブースがございまして、男子用と男子のバリアフリー用、それから女子用と女子のバリアフリー用、この4つのブースになっております。

○仲宗根悟委員 場所によってはコイン式で、コインを入れるとある一定時間水が流れてきて、その間にガーッと水浴びするというような形態をとるようなんですが、ここは人一人入浴が終わるまでの間、出しっ放しとかいろいろあるみたいですが、その辺どんなですか。

○長間孝森林緑地課長 今回は1回3分間の100円と予定しておりますが、と

めることはできるシステムを設置してございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第80号外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続14件、新規4件でございます。なお、継続陳情9件につきましては、前定例会で御説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の1ページをお開きください。

継続案件の陳情番号平成20年第80号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

2ページから3ページにかけてアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

なお、県営林道5路線については、国との調整を行いながら、費用対効果の検証を行い、その結果について、沖縄県公共事業評価監視委員会へ諮問することとしております。

平成21年度着工を予定していた伊江I号支線、伊江原支線については、同委員会における審議の結果、工事を休止することが妥当であると示されております。また、楚洲仲尾線、奥山線、伊楚支線については、平成22年度に同委員会へ諮問することとしております。

今後の林道建設については、自然環境との調和を図る必要があると考えており、施業方法、環境保全対策の検討やゾーニングの実施など、地元住民や県民、関係者等との合意形成を進めていきたいと考えております。

なお、4ページの陳情番号平成20年第84号につきましても、6ページにおいて同様の修正を行っております。

次に、14ページをお開きください。

陳情番号平成21年第39号につきましても、16ページから17ページにかけて同様の修正を行っております。

次に、12ページをお開きください。

継続案件の陳情番号平成20年第198号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。12ページから13ページにかけてアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

このため、県としては、伊江島黒糖工場建設の検討に当たって、含みつ糖地域の生産活動に支障がないよう、関係者と話し合ったところ、関係者から国への含みつ糖対策の要請や含みつ糖対策協議会で合意形成を図るなどの提案がされたところでもあります。

このようなことから、平成21年12月22日に、含みつ糖生産町村、含みつ糖企業、JAおきなわ、黒砂糖工業会、学識経験者、県で構成する沖縄県含みつ糖対策協議会において、1 含みつ糖振興対策費の拡充強化、2 含みつ糖市況対策、3 含みつ糖支援の法制度的な位置づけ、4 営農指導の強化等を確認し、含みつ糖地域のさとうきび生産農家及び含みつ糖企業の経営安定が図られるよう、国に対し含みつ糖振興に対する支援策や制度見直しを要請することで、伊江島黒糖工場建設が容認されたところでもあります。

これを受け、県としては、平成22年2月1日に、含みつ糖生産町村、黒砂糖工業会、JAおきなわと連携して、1 沖縄の含みつ糖地域におけるさとうきび生産農家所得の確保及び含みつ糖企業の経営安定や施設の整備の拡充・強化、含みつ糖の販路拡大を図るための所要の予算額を確保すること、2 含みつ糖地域のさとうきび生産農家及び含みつ糖企業の経営安定が図られるよう、分みつ糖地域と同等の支援策を講ずること、3 沖縄産含みつ糖と輸入含みつ糖及び再製糖との表示区分を明確化するため、含みつ糖の品質表示基準や原産国表示を規定することについて、国に対し要請を行ったところでもあります。

今後とも、関係機関と連携し、さとうきび生産農家所得の確保及び含みつ糖企業の経営安定などが図られるよう、国に対し強力に要請してまいります。

次に、21ページをお開きください。

陳情番号平成21年第123号についても同様の修正となります。

次に、新規陳情について御説明いたします。

33ページをお開きください。

陳情番号第15号、陳情区分新規、件名含みつ糖振興対策に関する陳情、陳情者伊平屋村議会議長名嘉正明であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

沖縄産含みつ糖の生産は、分みつ化の困難な離島地域において行われており、これらの離島経済において重要な地位を占めております。これまで、当該離島経済の安定や農家所得を確保するため、沖縄振興特別措置法に基づき、含みつ糖企業の経営安定と合理化などが進められております。

しかしながら、含みつ糖の生産は、気象条件によって大きく左右され、需給の安定が厳しい状況にあり、価格も不安定となっております。特に、最近の黒糖市況は、輸入含みつ糖及び再製糖との競合とあわせ、昨今の経済不況により消費が低迷するなど厳しい状況にあります。

このため、県としては平成22年2月1日に、含みつ糖生産町村、黒砂糖工業会、JAおきなわと連携して、1 沖縄の含みつ糖地域におけるさとうきび生産農家所得の確保及び含みつ糖企業の経営安定や施設の整備費の拡充・強化、含みつ糖の販路拡大を図るための所要の予算額を確保すること、2 含みつ糖地域のさとうきび生産農家及び含みつ糖企業の経営安定が図られるよう、分みつ糖地域と同等の支援策を講ずること、3 沖縄産含みつ糖と輸入含みつ糖及び再製糖との表示区分を明確化するため、含みつ糖の品質表示基準や原産国表示を規定することについて、国に対し要請を行ったところであります。

今後とも、関係機関と連携し、含みつ糖地域におけるさとうきび生産農家所得の確保及び含みつ糖企業の経営安定などが図られるよう、国に対し強力に要請してまいります。

なお、含みつ糖地域の営農指導強化につきましては、JAおきなわ営農指導員が駐在していない竹富町地域にJAおきなわが昨年、専任の営農指導員を配置したところであります。

次に、35ページをお開きください。

陳情番号第19号、陳情区分新規、件名含みつ糖振興対策に関する陳情、陳情者竹富町議会議長通事隆一であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

経過・処理方針については、第15号と同様であります。

次に、36ページをお開きください。

陳情番号第36号、陳情区分新規、件名含みつ糖振興対策に関する陳情、陳情者沖縄県離島振興町村議会議長会会長内間博昭であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

経過・処理方針については、第15号と同様であります。

次に、37ページをお開きください。

陳情番号第54号、陳情区分新規、件名「美ら海協力金問題」の総括処理（25カ月）に関する陳情、陳情者長崎毅であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

美ら海協力金の徴収状況については、ダイビング事業者等に確認したところ、観光ダイバーに対して美ら海協力金が任意であることを示したリーフレットを配布し、趣旨を説明した上で支払いを受けており、これまで強制的に協力金を徴収したことはないとのことであります。

配布されたリーフレットの中に、観光ダイバーが美ら海連絡協議会に加入している事業所及び船舶しか利用できないと誤解させるような表現があるため、県では当該協議会に対して改善を指導しているところであります。

美ら海連絡協議会では現在、新しいリーフレットの文案を作成しており、内容について協議会メンバーで検討しているところです。

また、美ら海連絡協議会では、専用のホームページを立ち上げ、観光ダイバーに対する美ら海協力金の趣旨説明と周知対策を充実させておりますが、一部のダイビング事業者のホームページでは、美ら海協力金が任意であることの説明に不十分な表現があるため、美ら海連絡協議会のホームページにリンクさせるなどの改善を指導しているところであります。

今後とも、県では、関係者に対して、観光ダイバーなどへ当該協力金の趣旨を十分に説明し、協力を得るよう指導してまいります。

以上が、陳情処理概要の御説明でございます。

引き続きまして、林道事業の費用対効果について、パワーポイントを用いて、森林緑地課長より説明を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 長間孝森林緑地課長。

○長間孝森林緑地課長 皆さんのお手元のほうに費用対効果の計算表お配りしていますが、この説明の前に沖縄の森林・林業の概要と、もう一つ費用対効果の考え方と含めて説明してから、その後が結果について理解しやすいのではないかとということで準備してございます。委員長には、後ろを振り向いてもらって、非常に申しわけないと思っておりますが、よろしく願いしたいと思います。

これは沖縄県の森林の面積でございます。沖縄県の森林面積10万5265ヘクタール、これは県の面積の46%に相当しております。そのうち、国頭村で国有林の3931ヘクタール、それに国頭村の民有林含めて1万6373ヘクタール、全体の16%を国頭村で占めております。

国頭村の森林資源量、面積の推移でございますが、これが面積でございます。大体森林面積については、1万2000ヘクタール前後で、昭和49年からほぼ同じような推移できております。この時点で少しふえているのは、数字の精度を高めたというのでふえておりますが、それほど大きな変化はございません。これに比べて森林資源量でございますが、昭和49年で森林資源量42万7000立方メートルでございますが、平成21年度になると151万9000立方メートルになりまして、当時と比べ約3倍程度に資源量はふえております。

次に、これは北部地域の民有林の齢級別—1齢級5年でございますが、齢級別の面積の推移でございます。これが昭和48年—青の部分です。これは昭和49年当時の林齢の構成ですが、大体35年以下が大部分でございました。それから平成21年になりますと、黄色い部分が現在の林齢構成になっておりまして、かなり林齢が高齢化しているという部分で、かなり成熟が進んでいるというのがわかると思います。

次に、これは1972年復帰の年の国頭村の与那です。県道2号線が、こう入っております。この周辺の森林状況の空中写真でございます。そして、このあたりが、これは真ん中方面ですが、当時かなり収穫・伐採、そういうのが進んでいた状況の写真でございます。次に、これが2001年に当時の部分がかなり森林が回復しまして、現在では少し状況が把握できないくらい、かなり回復している状況でございます。

次に、これから北部地域における伐採面積の推移でございますが、これが昭和39年には年間大体160ヘクタール程度、収穫・伐採しております。これは、主に戦後の復興、それからもう一つは建材の需要、それから薪炭材、こういう需要が多くて、年間大体160ヘクタールの収穫でやっております。それから、もう一つのグラフの山がございまして、これが大体昭和59年ごろの状況ですが、これは辺野喜ダムの建設に伴う収穫が、水没地域も含めて、そういう部分の収穫が多かった時期だと考えております。現在、平成21年度、大体年間5.5ヘクタール程度、現在は収穫・伐採をやっております。

それから、この表は県営林の状況でございますが、国頭村の森林面積でございますが、村有林それから県営林、そういう部分で、あと私有林がございましてけれども、そのうちの3分の1、1282ヘクタール、これは収穫目的とした造林、これがなされているのが約3分の1程度を占めております。これが県営林でござ

ざいます。色を塗っているのが県営林でございますが、グリーンの部分天然林でございます。そして、ピンクの部分はリュウキュウマツ等の人工造林でございます。今回、平成21年度予定していた伊江Ⅰ号支線は、この部分になりまして、人工林のリュウキュウマツの収穫を目的としておりました。それから伊江原支線についても、復帰前に造林したリュウキュウマツの人工造林地でございます。

次に、林業関係のフローチャートでございますが、まず、林業の一つの流れですけれども、まず、収穫するたびに収穫・伐採を行います。その後、新植を行って、その後保育・下刈等を行います。そして、除間伐等も行いまして、成林になったときにまた収穫する。これが、林業の場合、やはり50年から60年というサイクルで、こういう作業を繰り返しております。ほとんど収穫は短期間で行いますが、収穫までの手入れ管理・森林管理、これにやはり50年から60年を要する。これが農業等と最も違う産業構造になっております。

今度は収穫・伐採の方法ですけれども、収穫したものについて、林道を利用して、大型機械が入っております、これのほうで積み込みして、林道を利用して工場のほうに搬入されていきます。その後の状況について、今度はこの部分です、用途別に分けまして製材され、加工品に変わっていきます。その加工品が、例えばあずまやであるとか、本棚、イス、テーブルまたは土木用の支柱材、こういうものに利用されていきます。それからその他の部分について、製材に使われるもの以外はチップやおが粉に加工します。そして、チップについては畜舎の敷き材であるとか、それから紙パルプの原料であるとか、そういうものに利用されます。これをさらに砕いておが粉にやります。おが粉にした後、ブナシメジだとか菌床シイタケとか、そういうキノコの培地として利用しております。それから、原木についてはシイタケ原木利用、それから木炭等にも利用されております。

次に、林道の役割についてでございますが、林道の役割で一番大きいものは、やはり木材の供給の運搬というのが、大きなものになります。あと、森林整備の促進、やはり長い間使いますので、適正な管理のための役割、それから森林と人との触れ合い、もう一つは、やはり山村地域の活性化という役割を担っております。まず、木材の供給でございますが、材の搬出が非常に容易になります。あと運搬コストの縮減、それから歴史、伝統・文化とかいろいろな染物とか、そういう建材の材料に利用されます。それから、森林整備の促進ですが、やはり歩行時間、これは林道がないとなかなか現地まで物を担いで行けないということで、そういう作業が楽になります。あと、草刈り等も含めてなります。もう一つは、公益的機能の増進ということで、水源涵養機能の増加であるとか、

それから水質浄化して—これは大国林道で山の水をくんでいる状況ですが、そういう公益的機能の維持・増進のほうに森林整備の促進は図られております。それから、もう一点が森林との触れ合いということで、これは大国林道を活用した、団塊の世代が現地ツアーに、森林浴のツアーということで参加した状況で、近年はこういうのもだんだん増加してきております。それから山村地域の活性化ということで、まず森林・林業の活性、それから木材の安定供給、それから近年は森林ツーリズムであるとか、森林セラピーとか、そういうものがだんだん活性化してきております。あと木材の安定供給、これはウッディフェアでございます、これはコザのプラザハウスで毎年開催しておりますが、大体14回を数えております。このウッディフェアには、木と漆の会を中心に小木工の約60の業者が展示しまして、大体3日ないし4日間で1万6000人の来場者があります。大体売り上げが、この4日間で1600万円ほど売り上げております。これはサミット用のテーブルですが、これはリュウキュウマツでできたサミットのテーブルでございます。また、国頭村は平成19年に木材拠点産地ということで認定を受けております。それから、山村地域の活性化ということで、近年は菌床シイタケ、これまでは原木を使っていたんですが、菌床になると非常に労働力が軽減されます。そういう技術が開発されてきて、またブナシメジは大型工場ができた関係で、平成15年には約400トン程度であったキノコが、平成20年度は1150トンぐらい、約2.6倍程度特用林産が伸びております。あと木炭等の活用もされております。これは、現在計画されておりました伊江I号支線、伊江原支線の路線図でございます。

費用対効果の算出結果について御説明します。これは後ほど、皆さんにお配りした資料でもって説明したいと思いますが、まず伊江I号支線については、結果として費用対効果1.56となっております。まず、木材生産便益でございますが、林道の開設により収穫が促進される効果を評価しております。例えば、道路がないと機械が入りません。そういうことで林道整備して機械を導入しまして、木材を収穫するという便益を計算したものでございます。次に、森林整備経費縮減便益でございますが、これは作業道の開設経費と縮減便益、それから森林管理の経費縮減便益、それから森林整備促進便益等で計算されております。森林整備促進便益でございますが、これは過密林であるとか、または疎林であるとか、造林直後の森林というのは非常に水源涵養機能が低いということになっておりますので、森林整備を行うことによって、特に過密林の下の方に下草がなかなか生えないということで、森林整備を行うことによって適正な森林ができてくるという便益を計算しております。これが、過密な森林の状況でございます、ほとんど下草が生えていないと、これは樹冠がうっ閉してお

りまして、なかなか光が入ってこないことから、下草が生えてきておりません。それから、伐採した直後は裸地に近い状況で、ほとんど効果が出てきません。次に、これが伐採8カ月後—これ造林した後ですね、このように森林がだんだん地表が覆われて裸地がなくなっております。それから、過密な森林が上層木—要するに空間をつくることによって、光を入れることによって、2年ないし3年後には、このように下草も生えて適正な森林に戻っていくという仕組みになっております。そういうことで、森林整備促進便益というのは、植えてすぐ効果が発揮するのではなくて、徐々に出て、15年から16年ごろに便益が出てくるという計算をしております。それから、森林の総合利用便益でございますが、林道を利用して森林へのアクセスが容易になったことにより、森林等の触れ合いの機会が創出されております。近年はこのように森林を利用したツーリズム、こういうのがされておまして、これは居住地から現場まで行く所要時間を計算して、総合利用便益は計算しております。

以上の点を踏まえて、今後の林道建設についての対応方針でございますが、やはり林業と自然環境の保全との調和を図る必要があるということで、林道については利用区分—ゾーニング、それから作業方法の見直し、環境保全対策等の検討、それから地域住民、関係者との合意形成、これを図るまでの間は林道事業については休止したいと考えております。

なお、再開のときには再度、沖縄県公共事業評価監視委員会に再諮問した上で、再開したいと考えております。

あと、皆さんのお手元に長い表—A3の表があります。これをごらんいただきたいと思っております。

これについては、まず検証結果でございます。検証に当たりましては、森林緑地課に評価ワーキングチーム、これは13回開催しました。それから農林水産部に農業土木の専門家を含めた事業評価チーム、これは14回開催しておりますが、この評価チームを設置して、ゼロベースから検証—要するに初めからやり直すという検証を行うとともに、国と調整を行いながら算出した結果でございます。これに、県営の7路線ございます。今度、沖縄県公共事業評価監視委員会に諮問した路線—伊江I号支線、それから伊江原支線、この2路線について、今回評価委員会に諮問しました。

それから、来年は奥山線、伊楚支線、楚洲仲尾線、この3路線が事業開始後5年目を迎えます。5年目には着工しない場合は、評価監視委員会へ諮問することになっておりますので、来年はこの3路線について、公共事業評価監視委員会に諮問を予定しております。

それから既に完了した路線—伊江原支線、チイバナ線、これは既に完了して

おります。この完了については、林野庁のマニュアルに基づいて事後評価というのがございますので、それに基づいて評価するという事になるかと考えております。結果については、時間の関係から伊江 I 号支線について説明して、残りの分については後で説明したいと考えております。

まず全体的な部分ですが、伊江 I 号支線については評価をやったものがございます。これは事前評価というのがありまして、計画時の評価、それから検証後の結果、期中評価、三段階になっております。計画時の評価というのは、事業着工に当たって一番最初にやったときの評価でございます。このときのデータであるとか、それから基礎的なデータが保存されていないことから、今度検証したというのが、検証後となっております。そして期中評価というのは、現時点における平成21年度時点における評価ということになります。これによりますと、まず伊江 I 号支線の場合、計画時の費用対効果1.59でございました。これを再度ゼロベースから計算をやり直して、資料収集しまして検証した結果、2.85となっております。そして先日、外部評価委員会に諮問したときの今回の期中評価の結果ですけれども、1.56となっております。

では、なぜそうなったのかという部分について説明いたします。まず、木材生産便益のうち計画時に生産等縮減便益、これが181万4000円、これは計上されております。

その前に、まず事業費からいきたいんですけれども、事業費、費用になります。これが計画時は5301万円になっておりました。検証後は5450万6000円、期中評価7278万3000円、こういうふうになっておりますが、特に期中評価については、平成17年度の計画時点においては、全体計画調査、それから実施設計費、工事費と、これを積算した額になっておりましたが、期中評価については、平成19年度において1年間かけて環境調査を行っております。その環境調査を行った分が、費用として増加しております。それから、木材生産便益ですが、生産等経費縮減便益については当初計上しておりましたが、これについてはマニュアルを見直した結果、過去5年以内に伐採された箇所が算出の対象要件となっていることから、国とも調整した結果、これは対象に含めるべきではないということで今回は計上しておりません。同じように木材利用増進便益、これも同様なことでございます。それから生産確保促進の分の森林整備分についても、これは造林のときにやるべきだということで、これも含まれておりません。それから生産確保促進便益、これは路網整備分、これは要するに林道つくった分のことですけれども、計画時が1553万4000円、検証後が162万7000円、期中評価が192万8000円となっております。これはマニュアルに基づいて当初やったところですが、要するに木材の生産コストだけではなくて、造林する費用、保

育する費用については、便益分から差し引きなさいというマニュアルがございましたので、これに基づいて造林費用を差し引いた結果、このように減少しております。それから森林整備経費削減便益、これには歩行時間の短縮というものがございましたが、これも因子をなかなか特定できないと、確定できないということから今回算出しておりません。それから作業道開設経費削減便益でございますが、これについては今回2445万7000円と若干ふえておりますが、これは新たに作業道開設する場合の単価を積算した上、赤土対策、環境保全対策、こういう作業をつくって盛り込む必要があるという結果、額が増加しております。それから森林管理等と経費削減便益でございますが、これについても病害虫の早期発見とか、山火事防止、そういう森林の巡視のための経費でございますけれども、これについては、今回は過去の実績と勘案した結果、3カ月に1回2名程度で森林の巡視等行われております。そういうことから年間8名の巡視が必要ということで、17万6000円と下がっております。それから森林整備経費削減便益でございますが、これについては因子等整理して、マニュアルに基づいて一個一個、因子を計算した結果をまとめてございます。ふれあい機会創出便益でございますけれども、これは当初計画時には入っておりませんでした。検証後と期中評価の中では今回入れております。当初入れなかった理由としては、要するに数字が確定できなかったということで、当初は計上しておりません。それから防火帯便益がございますが、これについては過去10年以内に山火事等の発生の事例がないことから、これについても今回計上しておりません。それから交通安全施設便益、これは計画時には計上してございましたけれども、ガードレール等の交通安全施設の設置によって安全性が向上すると計上してございましたけれども、平成21年度に国から計算書を今後検討したいということで、今、現時点では計上をしないようにと指導がございまして今回計上しておりません。それから環境保全確保便益でございますけれども、これについても当初は見えておりませんでしたけれども、検証のときには見えております。期中評価の段階で、これについても平成21年度から新たに国のほうで検討を要するということから、期中評価においては計上してございません。

以上、このように各路線を一個一個の因子、それから計算式、こういうのを計算した結果、以上のように変わっているという状況でございます。

お手元にお配りした資料に費用対効果の算出についてという、実際の計算が載っております。これは費用対効果の算出方法、あけていただいたら、まず費用対効果の算出ですけれども、(7)という部分がありまして、計算の仕方が書いてあります。2ページにフロー図が書いてあります。これは、まずは林野公共事業事前評価マニュアル、これに基づいてプログラムを作成しております。

このプログラムを策定した部分に、林野公共事業における事業単価表とか、それから単価表がない場合は、計算をした上で県の単価を策定して、因子として計算表ファイルに入力します。その入力した結果をもとにコンピューターで計算しまして、便益を計算すると、費用対効果を計算する、こういうシステムになっております。具体的には3ページ、伊江I号支線の例でございます。

主な便益について御説明いたします。まず一番目の木材生産確保促進便益でございますけれども、これは路網整備分となります。これは路網の開設等により、これまで路網の未整備で伐採対象とならなかった森林において、林道整備に伴うコスト縮減等により伐採が促進される便益を評価しております。これは林道整備後の新たな利用区域における伐採の材積、これに市場単価を掛けまして、掛けたものから造林及び保育にかかった経費を差し引いております。一番当初は材積に市場単価を掛けただけでしたけれども、国の指導等もありまして、造林した経費については差し引きなさいということで、これを差し引いております。これに社会的割引率を掛けまして、というふうになっております。市場単価等については、以上のようになっております、計算した結果、192万8000円となっております。

次に、開いていただいて、少し大きな部分の説明したいと思います、11ページの森林の総合利用便益、ふれあい機会創出便益をごらんいただきたいと思います。これは新たに林道を開設した場合の市民の森林等との触れ合いの機会の創出について、利用者が居住地から森林へ到達するための費用負担分を便益として評価しております。この場合は、林道整備する場合の森林への到達距離掛ける交通量、それから車種別走行経費、これは単価表が林野単価表ですけれども、これを掛けてプラスの到達時間掛けるの交通量掛けるの車種別時間価値原単位という分に社会的割引率を掛けて計算しております。今回は、これの算出に当たって、具体的な交通量調査を行いまして、今回計上している状況でございます。その他いろいろございますけれども、また必要があったときに御説明申し上げたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長及び森林緑地課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情平成20年第198号と陳情平成21年第123号が同じですので、2つについてやります。含みつ糖工場建設に反対する陳情があるわけですが、これについて陳情処理方針では、関係者の話し合いで幾つかの話し合いをして、結果として国に支援策を要請したとなっているんですが、それで基本的には陳情者の5町村もオーケーしたとなっているんですが、これはそういうふうにはオーケーしたという意味ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 何回か話し合いをもちまして、新しく製糖工場をつくるとなると、かなり既存の工場が厳しいということがあって、では、それについて、どのような形でやれば合意形成が得られるのかという話の中で、これについては、現在含みつ糖については予算補助だということで、やはり予算に限界があると。一方、分みつ糖については予算補助ではなくて、つくればつくほど予算をしっかりと確保されると、制度的にやられているということで。やはり、含みつ糖地域においても、今の予算補助ではなくて制度の中で。要するに分みつ糖と同じように制度の中でやるのであれば、それは特に予算補助で今いろいろ厳しい厳しいと言っているもので、そういう制度要求する中で、国にお願いする中で、やはりその制度を変えていこうということの中で、了解を得たということでもあります。

○当銘勝雄委員 今、離島5町村、7工場で年間約8300トン生産されたとなっているんですが、これがなかなか売れないということで、それはもちろん外国からの輸入物が出てきているということですよ。それに対する県の対応というのは、どういうふうになされているんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今委員が御指摘したとおり、輸入含みつ糖と再製糖があって、約3万から4万トンぐらいトータルであるんですが、大体そのうちの8000トン程度が従来の含みつ糖です。その残りは、輸入含みつ糖・再製糖ということです。そして、1つには販売で苦戦しているのは、やはり価格が安い輸入含みつ糖と再製糖で、どうもやはりシェアを奪われているという話があって、これについては要請の中でも、やはり含みつ糖は、純粹に含みつ糖というところをしっかりとJAS法—農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の中で定義をすれば、その定義に基づいて含みつ糖という黒砂糖、もしくは黒糖というのが、しっかりと定義をやれば再製糖、輸入含みつ糖というのとは差別化

できて、価格が一定程度保てるのではないかということでもあります。そういう意味で、今回の要請は1つには含みつ糖の経営安定対策でもあるんですが、やはりいかに差別化するというのが大きいのではないかということで、実はそれについては消費者庁にも要請をして、消費者庁の大臣も、やはりこれについてはしっかり区別をしないとイケないでしょうと。そういう意味では、まず1つは原産地表示までしっかりしようと、要するに輸入糖が入ってきても、これはどこどこ産という表示になっていないので、そういう意味で1つには、沖縄産ということだったら沖縄産と入れる。例えば、外国産であれば外国産の表示をするということを定義づけしようという、JAS法の中でやろうということ、それは少し時間がかかるんだけど、やるということでは今ついています。それとあと1つは黒糖の中でも表示の仕方を少し、例えば黒糖にも100%の黒糖もありますし、それから一部黒糖と再製糖もまざったのがあります。ですから、そういう表示の仕方では黒糖にするのか、あるいは再製黒糖にするか、いろんな表現の仕方があるのではないかということで、まずは今回消費者庁においては、一つの基準づくりをまずやろうと。要するに黒糖という概念をどこまで入れるかというのを議論しようということで、現在国とその内容について検討し、また国はアンケート調査、要するに国民からどういう形がいいのかというのを、今要望していて、その内容を踏まえて検討するということになっていきます。

○当銘勝雄委員 今、説明の中で輸入糖、輸入含みつ糖は4万トンですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成19年の実績でいいますと、約3万9000トンぐらい含みつ糖がありまして、そのうち再製糖が1万6600トン、それから輸入糖が1万3000トン入っています。それで国産糖が大体9000トンです。

○当銘勝雄委員 この輸入糖に対して、何か対策は講じられないんですか。政府として、あるいは県として。

○比嘉俊昭農林水産部長 今対策の手法としては、原産地表示を義務づけるということで、今国に要請をしているところです。そして国は、その原産地表示について検討しよう。ただし、これは時間がかかるという話があります。

○当銘勝雄委員 制度的には入れざるを得ないということなんですね。

○比嘉俊昭農林水産部長　そうです。

○当銘勝雄委員　生産者からは、やはり分みつ糖並みの法的な措置を講ずるべきだという要望もあるわけですよ。これについて何で国はやらないんですか。これについて要請しているのか、あるいは国はやらないと言っているのか。

○比嘉俊昭農林水産部長　国は、1つは新たな製糖工場をつくる時に、既存の黒糖工場が、伊江村につくるということについて合意が図られるんだったら、今の伊江村の黒糖工場をつくるということを国が方針を出しているようです。それで、いわゆる合意形成を1つはとったということでありまして、その合意形成を我々が受け入れる中で、やはりしっかり黒糖について、今の制度を見直してほしいということを要望しているところでして、その中で国は現在補助金でやっていますよねと、要するに補助金であるので、確かにこれとは違うということは言っていますが、まだ正式にこうしますという返事はもらっていませんけれども、平成23年度の沖縄振興特別措置法の制度が変わる、要するに制度の見直しが変わる段階で、何らかの検討はする必要があるのではないかという話があります。

○当銘勝雄委員　甘味資源にはいずれも違いないわけですよ。それをわざわざ分みつ糖と含みつ糖を分けておのおの政策をとるとするのは、基本的におかしいのではないかと思うわけです。現時点でなされていないわけなんですけど、何らかの形でこれを、やはりきちんとさせるのが、私は本来の筋ではないかと思うんです。そして、今どの時点でやりやすいという感じですか。

○比嘉俊昭農林水産部長　沖縄振興計画が平成23年度で終了するので、やはりそういう過程の議論をする中で、やはり、含みつ糖についても取り上げて議論したらどうかという話があります。

○当銘勝雄委員　そういう話があるというより、むしろ県のほうから主体的にどうすべきだということを、きちんと政府に出すべきではないかと。あるいはまた、県内にもそういう形で県内のJAとか、そういった農業団体にもきちんと諮って、こうしようではないかというふうにやらないと、なかなかこの問題というのは解決できないのではないかと思うんです。これは、ぜひそういう形で取り組んでほしいし、今、伊江島の製糖工場については、予算措置をして基本的にオーケーということなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 陳情書にもあるとお話し合いをして、今の含みつ糖対策協議会の中で方向性を出して、その中で確認をしていきたいというのがありました。そういうことで、この確認の中で条件がありまして、やはり1つは含みつ糖を分みつ糖並みにしてほしいとか、あるいは販売対策をしっかりとやってほしいとか、あるいは既存の製糖工場—今、北部振興事業は新しくいろいろ建てかえということで建設するわけですが、他の既存工場がやはり厳しいと。そういう施設もやはり整備をしてほしいという要望がありまして、その要望を国にしっかりと求めていくと。そして、これについてはその生産者、JAおきなわもそうですし、それから既存の含みつ糖工場についても、やはりそういう方針であれば容認するというので確認をとっています。

○当銘勝雄委員 皆さんの要求というのは、先ほど農林水産部長も言っていました、1つには含みつ糖振興対策費を拡充しなさいと。あるいは市況対策、それともう一つは、含みつ糖の支援の法制度の位置づけも、きっちりやりなさいということです。営農指導については、いつでもできる—内部の話ですから、あの3つというのが基本的にクリアできないと、生産してから私はがちゃがちゃ出てくるのではないかと思うんです。ですから、これがまだ国において、やるとかやらないとか言わない段階で、この問題というのは処理できるのかという疑問を持つんですが。要するに伊江島の黒糖工場の設置が可能なのかという、そこら辺はどうなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 国は、もし今の伊江島黒糖工場を建設する場合は、地元の合意がまず前提ですよという話があります。それで、県としても地元に対して、課題をまず出してほしいという中で、市況対策はやはりやらないと困るとか、あるいは制度をしっかりとやってほしいとか、それから特に輸入含みつ糖とか再製糖とか区別する表示をしないと、差別化できないという状況があって、そのもろもろについて、しっかり今の市町村それからJAおきなわ、県一緒になって、確認をまずすると。確認をする中で、やはり取り組んでいくということであれば、お互いにやむを得ないだろうと。要するに容認せざるを得ないだろうということで、確認をとっています。そういうことで、これについては県としても一つ一つ、1つは表示については、消費者庁は改正すると。要するに見直しをすることで、検討するというのを言っていますので、そういう意味では差別化については、これで可能かと。ただ、あと1つは含みつ糖の充実・強化については、今回予算も少しふやしてもらっているので、段階的に

これはできるのではないかと。そして一番大きいのは、制度。要するに分みつ糖並みの制度というのは、かなり大きいと思います。そういう意味では、県としても平成23年度、今ある現在の振興計画が終わりますので、新しい振興計画の中で、やはりしっかり位置づけをして、しっかり国に要請すると。それで、分みつ糖と同じような制度にもっていくということを、しっかり要請すべきではないかということ考えています。

○当銘勝雄委員 私は、伊江島の黒砂糖は、これまでもかつて伊江島がジーマーミを生産しているとき、ジーマーミ黒糖は、伊江島は観光客も多いわけですよ、また地元の観光客も多いですよ、そのお土産品のトップではないかと思うんですよ。そういう非常に客寄せにもなっているものだけに、これはあってほしいと思うんですが、しかし、だからと今度は今でも売れ残っていて、ほかの産地と競合するようなことではおかしいわけなので、要はそういうふうにほかの産地が心配しないように、きちんと県がこれを整理していくという。そして、国に対してもきちんとした要請をし、そして解決していくというのがあれば、基本的にはいいと思うんですが、要はたくさん、生産をどんどん進めていって、いろんな形でやることは、これは前向きで基本的にいいことですよ、いいことであるが、そのためにほかの産地が大変ガタガタしてはならないよということを申し上げて、これについては終わります。

今度は陳情第15号と第19号、これも全く同じ。これはまた逆に言うと、含みつ糖の振興対策ですよ。先ほどのものは新しい工場ができるので。これはまた輸入含みつ糖と再製糖の問題、これについてきちんと手当てしなさいというのが要請ですよ、これは伊平屋村とあるわけなので、やはりここら辺に1つのネックがあるわけですよ。だから、やはりこの皆さんがここで訴えているのは、含みつ糖についても分みつ糖と同じように、法的な保護がされるようにやってくださいというのが1つ。それから輸入含みつ糖、これも対策としてやってくださいよと。先ほどの差別化の話があるわけだから、それはそういう形できっちりやると。それから再製糖についても、やはりそこら辺が、この問題のネックにあるわけなので、それでさっきの陳情の中で出ているから、これについては強いて答弁求めませんが、ぜひそれは、沖縄の黒糖というのは大事なものですから、農林水産部もひとつ頑張ってもらいたいということを申し上げて終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず、この陳情全体にかかわることですが、この前も予算特別委員会で聞きましたが、平成22年度—新年度予算で農林水産部関係の予算が、国の方針で67億円減っているということについて、これは沖縄の農業—特に沖縄振興計画との関係でも、私は大きな打撃だと思うんですが、これについては、県としてもやはりきちんともとに戻すように要請すべきだと思うんですが、どうでしょう。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回の委員おっしゃったように、やはり予算が削減された件は厳しく受けとめております。それで、予算編成のときに12月段階で、30%という話も議論がありまして、これに新たな交付金をプラスして、全国で64%ですね、そして沖縄県が75%となっていますが、そういう状況の中で、12月に知事を先頭に要請をしております。そういうことで、沖縄については、全国の6割か7割程度しか基盤整備はされていないということで強く求めています。そういうことで、やはりどうしても今おっしゃるように沖縄振興計画の中で、目標達成するためには、やはり平成21年度予算額同様に平成22年度も引き続き確保してほしい旨は要望しておりますので、引き続き、これにつきましては新年度それから補正がもし新しく出れば、その中で、もし国が補正を組むのであれば、その要請をしますし、それから新しく平成23年度の中でも、しっかり関係機関と連携して要請をしていきたいと思っております。

○渡久地修委員 いわゆる沖縄振興計画、あと2年ですけれども、新年度で67億円なかったら、もう振興計画でうたわれている目標の達成は、極めて厳しく困難だということで理解していいですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 達成の程度をどこに置くかということにはなると思うんですが、整備率は現段階で8割程度はいつているので、これを9割と見ても100%にいかないという話にはなると思うんですが、いずれにしても100%計画というのは、今の状況では達成は厳しいので、県としては、やはり目標達成に向けては予算が必要だと考えていますが、引き続き要請はしたいと考えております。

○渡久地修委員 ぜひ県としても頑張ってください。それと陳情処理概要の目次のナンバー1から8まで一括して聞きますが、先ほどの長い説明ありがとうございました。農林水産部長、結局何を説明で言いたいんですか。私たちに言

いたいことは何なんでしょう。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つは林業の重要性と、算定に当たっては、今の計算式が、こういうそれぞれの計算式があるということを前段に説明した上で、費用対効果の数字について理解してもらったほうが、わかりやすいのではないかということの説明であります。

○渡久地修委員 あの説明と、農林水産部長が最初に説明した処理方針、休止に至った処理方針、あれとの関係はどうなりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の処理方針につきましては、先ほどの説明は林業の必要性と、それから費用対効果を算出する場合の一つの説明をしたということとであります。それから、今の処理方針については、特になお書きのところですが、県営5林道について、県議会の中でも費用対効果を計算するということ、こちらから回答していますので、その費用対効果を国と調整して、それから費用対効果を出したと。そして、今現在のそのうちの2路線、伊江I号支線と伊江原支線については、平成21年度の事業着手に当たって、費用対効果について、沖縄県公共事業評価監視委員会へ諮問したということの結果を受けて、工事を休止したと。残りの3路線について費用対効果を、今、国と調整して出しておりますが、これについても沖縄県公共事業評価監視委員会の諮問をして、その上で今後の判断ということになります。それと、今後林道建設をやる場合は、何回か県議会の中で答弁していますが、やはり自然の保全との調和を図ることが重要だということもありますし、今後やはり施工方法とか、あるいは環境保全対策、あるいはゾーニング等も含めてしっかりやって、やはり地元あるいは県民の合意形成を図る必要があるということで、処理方針の中では、そういう取り組みをしていこうということでございます。

○渡久地修委員 私たちはこの間、やがて2カ年近く何回も議論してきたんですが、先ほどの方針、それと便益書の説明、詳しく時間をかけて説明していただきましたけれども、あれを聞いていると結局、皆さん方は正しかった、便益計算書は正しかった、だけど評価委員会かどこかが悪くて休止に追い込まれた。私はそういうふうを受け取ったんですが。皆さん方の計算はすべて正しくやった、だけど評価委員会が休止の判断を下した。言いたいのはそういうことですか、自分たちは正しかったと。

○比嘉俊昭農林水産部長 費用対効果の計算につきましては、先ほど少し説明しましたが、計画時において数字のとらえ方とか計算ミスがあって、そういうこと等があったということを受けて、改めて検証が必要であるということで、その部会で検証したところです。その中ではやはりいろいろ課題が出てきて、ただ要するにマニュアルに基づいて計算をしたら1.0以上はあったということではあります。そういうことで、今の評価委員会に諮問したんですが、数字としては1.0以上なんですけど、やはり社会的な自然保護問題や課題がいろいろあるので、やはりそこら辺を踏まえるとなると、合意形成とかそういうことを図る必要があるということも踏まえて、やはり休止ということで答えが出たのではないかと思っています。

○渡久地修委員 皆さん部内で何とか委員会つくっていますよね。だからさっきの説明と今のものでも、自分たちは便益ちゃんと計算した。費用対効果ちゃんとある。自分たちはあくまでも正しいんだという。私は反省がないように思うわけですよ。さっきこのA3の資料やりましたよね。皆さん方は何で林道つくるんですかと言ったら、木材を切って搬出するためでしょう。そして皆さんが説明した伊江I号支線、木材生産確保、検証後ゼロだよ、ゼロ。何のために林道つくるの。そして、ふれあい機会創出便益が突然8万3000円。皆さん、観光道路つくるの、農林水産部が観光道路つくるんですか。こんなふうに数字のつじつま合わせになっているのではないかと思うわけですよ、要するに。いろいろ一生懸命説明するけど、木材を搬出するのに木材便益ゼロになっているよ。観光便益がいつの間にかゼロから8万3000円になって、林道ではなくて観光道路の建設ではないですか、どうですか農林水産部長。

○長間孝森林緑地課長 まず、木材生産便益がほかの便益と比べて、ちょっと少ないということですけども、これについては国との調整を行いながら、林野公共事業事前評価マニュアルに基づいて、算出しているところでございます。ただ、先ほども説明の中で申し上げましたとおり、林業というのは造林から収穫まで本当に50年とか60年、こういう時間を要する生産の非常に長いスパンの産業であります。そういうことで生産便益が少し低いような印象を受けますが、林道というのは利用・収穫のためだけではなくて、造林や保育、そういうのをある意味でいったら50年ぐらいかけて、森林の適正な管理を行うということがないと収穫まで結びつきませんので、そういうのもすべて総合的に含めて、各種の便益を合計して、費用対効果を計算している。ただ、木材生産便益というのは、先ほど申し上げたとおり、近年は木材の単価がかなり低迷しているし、

それから住宅着工数も非常に減少している。これは景気の後退等もあって、なかなか木材の需要も伸びていないと。それから外国産材との競合もあるということで、生産便益確保としては低くなっておりますけれども、林道の費用対効果を計算する場合は、ほかの便益も含めて総合的な計算を、マニュアルに基づいて計算しているということでございます。

○渡久地修委員 農林水産部長、もう私はこういう議論を余りやりたくないんだけど、これもこれまでずっとやってきて、今までさんざんこれが入っていなかったとか入れてあったとか議論になって、そして今度やってきている。いわゆる私は、農林水産部の中に検討委員会ができたということで、ここできちんとやられると思ったわけですよ。そしたら、木材便益がなくなって、突然ふれあい機会創出便益というのが出てきて、さっきの説明では、伊江林道と伊江原林道、この辺から車が観光に行くところまで計算して、当初全然皆さん想定外でしょう。林業のための木材算出やりながら、とにかくあらゆる集められるところだけ集めてきて、費用対効果を1.0以上にしようとするところ、そういうのは改めたほうがいいと思います。きちんと、いわゆる一度確保したこういう予算は、来年度も確保しないとイケないとかという、これまでの公共事業のあり方からきちんと脱却しないと、脱却して、本当に県民のために何がいいかというやつでの計算をしないと、一度確保した予算を確保するために、とにかく何でもいいからくっつけてというようなやり方でやっていたら、私は県民の支持を得られないと思いますよ。そして、もし本当にこれが正しかったら、何で休止するの、何でさっきの処理方針になるんですか。もっと細かい便益、あれはどうかこうかとかやりたいけれども、やったら先ほどの説明以上に長くなるからもうあれするんですが、もうこういうものは、きちんと整理してやったほうがいいのかではないですか。本当に正しかったら事業を進めるという結果になりますが、なぜ休止になったかということ、きちんと正面から受けとめてほしいんです。どうですか農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、費用対効果の計算についてはもろもろの課題があって、やはり十分ではないということで、農林水産部の中でチームを立ち上げて検証したと。そして、チームのその検証の中で、国との調整とか、あるいはマニュアルに基づいて検証して結果を出したわけですが、ただ1.0以上の結果が出ましたけれども、やはり今の現状の中で、なりわいということでやっついこうというものもありますし、それから一方では自然保護という立場もあるということで、やはりどういう形で施業をしたほうがいいのかということ、県

としても一步下がって、やはりしっかり考えて、それで地元、それから環境団体も入れて、その中で、ではどういうところは施業として使い、あるところは守っていくというのを、しっかりゾーンを決めて、その上で整備をしたほうがいいのではないかとということで、少し我々も考える必要があるのではないかとということで、対応したいと考えております。

○渡久地修委員 とにかく私は一つ一つの便益について、例えば先ほどの木材の利用とかいろいろありまして、私たちは林業を否定していませんよ。あれはヤマト式のスギとかヒノキとか、ああいうものを前提にしたやり方になっているんですよ。だから沖縄に合った林業というものはどうあるべきかというやつを、お互い議論して、前向きにいかにつくりあげていくかということであって、とにかく事業予算を確保するため、とにかくこれを消化しないと来年度つかないから何でもいからやれと。そして便益書をとにかくかき集めて来いという意識ではだめだと思うので。これは、私はこういう先ほどの便益書のあり方は、反省を求められていると思いますが、どうですか農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄県公共事業評価監視委員会からは、県サイドの計算書も検討必要ではないかという提案もございましたので、今のもろもろの話も受けまして、やはり、県ではしっかり整理すべきものを整理しながら、事業ありきではなくて、やはりしっかりコンセンサスを得て、林業振興ということも考えていきたいと思っております。

○渡久地修委員 沖縄県公共事業評価監視委員会からいろんな指摘がされていますね。ちなみに、どういった点が指摘されていますか。

○長間孝森林緑地課長 沖縄県公共事業評価監視委員会においては、委員の意見は、1つ目に木材生産便益が低く、附帯的な便益が大きいのではないかと。2点目に、ふれあい機会創出便益のほうが大きいのではないかと。3点目に、環境損失や安全損失等のマイナス便益についても検討してほしい。それから4点目に、県独自の算出方法も検討してほしいと。それから、林業は森林管理等のための雇用にシフトしたらどうだろうか。6点目には、作業道の整備についても検討すべきであるとか、それから7点目に二者択一でなく、人も生かし環境も損なわないように森林資源を活用してほしい。それから8点目に間伐や適度の下刈り等をして森林に手を入れながらエコツーリズムにも生かしていくのが、持続可能なやり方だと思ふ等の意見がございました。

○渡久地修委員 県議会の意見も、沖縄県公共事業評価監視委員会の意見も、おおむね一致するんですよ。だから、皆さん方のやり方は、これはもうとにかく真摯に受けとめていないということになるので、ここはちゃんと反省してください。そして、那覇自然環境事務所というのがありますね。そこからどんな意見が出されていますか。

○長間孝森林緑地課長 環境省那覇自然環境事務所から、環境保全措置について、効果が確立されていないこと。それから既存の林道の環境調査を行い、その評価を踏まえた上で、今回建設予定の林道について影響を評価すること等の意見がございました。

○渡久地修委員 私たちは林道、先ほども言ったようにだれも否定していません。沖縄に合った林道をどうつくり上げていくかと。今度、森林緑地課長は定年らしいですけども、長年の議論の中で、いろんな議論がいっぱいありましたよ、便益がどうのこうのと。でも、さすが森林緑地課長、飛ぶ鳥跡を濁さずで、休止という英断を下して、後に禍根を残さないようにやったという点では私は大いに評価しています。これを踏まえて、農林水産部長、この2林道事業休止といことになっていますが、この前の予算特別委員会では、3年、4年したらとか言っていましたが、今の状況では、特にこの2林道については休止ではなくて、これについては中止すべきだと思う。先ほどの環境影響評価調査にもあるし、作業道とかいろんなものもあるし、林道の建設としては、もうこれは再開は実際無理ではないですか、どうですか、農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄県公共事業評価監視委員会で休止という評価を受けて、県としてもこれからの林道のあり方あるいは施業の仕方とか、いろいろこれから検討するという形になると思います。そして、仮に再開という話になったときは、また再度我々が諮問する、要するに再開する場合は諮問ということになっていますので、今中止という答えが出ました、さらに今度はこれを再開という場合、また評価監視委員会にかけるという形になります。そういう意味では、中止を受けて県としては、施業の仕方なり環境保全なりゾーニングとか、いろいろ検討してきます。それを再度、評価監視委員会に提案をして、こういう形だったらどうですかと意見も聞きながら、結論をまた出すという形になっております。

○渡久地修委員 皆さん方公務員だから、自分たちが決めたものが休止になって、はいもうやめますとなかなか言えない立場もあるかもしれませんが、ここまできて、便益書についても沖縄県公共事業評価監視委員会とか県議会とかいろんなところからも指摘もされて、先ほどのパワーポイントの説明には、ヤンバルの貴重な自然についてのあれがないんですよ、本当に世界遺産に今どうやって登録するかということで、みんなが取り組んでいるときに、ああいう立場はなくて。だから、中止ということが言えなかったら、仲井眞知事の言葉ではないけど、農林水産部長、これは極めて極めて困難なというものではないですか、どうでしょう。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄県公共事業評価監視委員会で休止という提案を受けていますので、こちらもやはり休止を受けて、先ほど委員からもお話がありましたように、これからやはり県の対応、いろいろ施業の仕方とか、あるいは合意形成とか、そういうことをまずはやる必要があるのではないかと。そして、それをお互いに整理をして、いずれにしろ実施する場合は地元とか、あるいは環境団体とも調整しながらしか実施しませんので、そういう意味では、休止の中でしっかりいろいろ検討しながらやる必要があるのではないかと考えています。

○渡久地修委員 私は、きっぱり中止してほしいと指摘しておきます。それで最後ですが、林業のあり方、私たちは山を皆伐するああいうやり方もやめるべきだと思っていますが、本当にこれからの林業のあり方、私は予算特別委員会でも琉球漆器だとか、それからほかの人はシイタケとか、そういった提案もありましたけれども、本当に沖縄に合った林業とはどういったものかという点で、これがこの県議会ここでも、大いに議論できるような、そういうものに、私は前向きに転換させていく時期だと思うんですが、だからこれが自然破壊とか何とかという、こういう議論から一步抜け出して、自然を守りながら沖縄に合った林業というのはどうなのか、そして世界遺産にも登録していけるようなやり方はどうなのかという点で、そういうところで、私は今後議論を進めていきたいと思っていますが、農林水産部長の見解を聞いて終わります。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員がおっしゃるとおり、やはり林業と自然というのは共存しながら支えていかないといけないということで、実は農林水産部の中で、今後の林業の振興についての検討会を立ち上げておりますので、その中で、今おっしゃったようないろんな中身の議論もやっていきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 先ほど当銘委員からありましたので、私も地元として、やはり川満竹富町長のお部屋に行くと、小浜製糖、波照間製糖、西表製糖の黒糖を置いて案内しているんですが、そういう中で今回、本当に農林水産部長を初め担当者の皆さんが合意形成を図るために、御尽力なされたことには、とても感謝申し上げます。地元としましても、やはり先ほどからお話がありますように、含みつ糖が分みつ糖並みの法制度ということで、強く担保として言ってますので、それで陳情第15号と第19号は製糖工場をつくることには合意形成したけれども、今後どうするのかということで出されております。それをしっかりと県のほうも支援策などいろいろ国に要請されていますよね、それを一つ一つ検証して、しっかりと地元理解をさせないと、この問題はずっと引きずっていくのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 既存の黒糖工場については、新しい製糖工場ができると、やはり心配だということでもありますので、それで今の含みつ糖振興対策協議会を適宜開きながら、確認しながら、方向性もこういう方向でいこうという、お互い確認しながら要請活動もしたいと思っていますので、関係機関と連携しながら要請をしっかりとやっていこうと考えております。

○辻野ヒロ子委員 幸い営農指導員も入れて竹富町は取り組んでいるということですので、その辺は先ほどもたくさん議論が出ましたので、私もこの問題は、本当に含みつ糖農家の経営安定を図るためには、先ほど農林水産部長がおっしゃっていましたが、沖縄振興計画の平成23年度までにというめどづけもしていってほしいと思いますので、その辺でお約束していただけますでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これからの議論になってくると思いますが、いずれにしても沖縄振興計画が平成23年で終わりますので、新しいビジョンの中には、含みつ糖の制度見直しについて、我々としては要求していこうと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○長間孝森林緑地課長 既に完了した路線については、林野公共事業の事業評価実施要領というのがございますので、この要領に基づいて事後評価をすると。対象となるかどうかという部分もございますが、国のほうで事業完了後の評価をすることになっておりますので、これで対処していきたいと考えております。

○上里直司委員 私は、今議論があって林道の開設そのものを、もう一度見直すべきだろうと。せつかく、皆さんの中では森林計画も作成されていますが、この森林計画に基づくわけで、10年ということからすると、改めて既設林道、または増設も拡張も改良も計画に盛り込まれていますけども、やはり見直すべきだろうと。これを見直すというのは、社会的な影響でとかいろいろ見直す理由というのはぜひ検討していただいて、農林水産部長、この中身について、次年度以降、検証を進めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 森林計画については、5年ごとに見直すことになっておりますので、今の沖縄県公共事業評価監視委員会の意見とか、いろいろ意見も出ていますので、それを参考にしながら検討したいと考えております。

○上里直司委員 もちろん5年というのはわかりますし、私も理解はしているんです。ただ、社会的な状況だとか、皆さんが自己検証されていく中で見つかるものがあるわけですから、5年という年限ではなくて、皆さんが見直す時期が必要だと思った時点で、ぜひそのことをやっていただきたいと思います。

陳情にも少し出ていますが、予算特別委員会でも少しお聞きしましたが、内閣で公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案というのがあって、恐らく通常国会に出されると思うんですが、これに皆さんが、どういう形で絡んでいこうとされるのか、そのことについて、見解をお聞かせいただけますか。

○長間孝森林緑地課長 これについて、現在国のほうで基本計画の、基本方針の策定が進められていると聞いております。それを受けて、県もこの事業が沖縄県に適用できるのか、また条件として見合うのかどうか、そういうのも考えながら、国の動きも見ながら対処していきたいと考えております。

○上里直司委員 この法律案の情報として、予算による支援というものが幾つ

かあるんです。その中で展示効果やシンボル性の高い木造公共建築物の整備と支援とあるんですよ。そして、予算特別委員会の中でも東村の学校、南部地区の島尻特別支援学校の寄宿舎という答弁がありましたので、その次の年度で、やはり皆さんの木材も使った上でのシンボリックなものを、他の公共工事でひとつ必ず芽が出るような方向をぜひとっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 林業を振興するには、やはりそういう使い方を見せるのは非常に重要だと思いますので、これについては検討したいと思います。

○上里直司委員 あわせて、予算特別委員会でも質疑をしましたが、県産材ということであれば、使える材というのは限られています。そういうことから、それ以外に使えるものができれば、ぜひこれも促進していただきたい。渡久地委員がせっかく琉球漆器のことを訴えておりますし、学校給食ですね。私も弁当箱だとか非常にいいと思いますし、そういう基金がありますから、ぜひ皆さんがポンポン出してこういうものをやりましたとか、非常に皆さん注目されると思いますので、その点も基金を活用しての木工製品の普及、ぜひ努めていただきたい。農林水産部長、どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 本来、林業振興という立場からすると、やはり今の木工製品とか漆器を、いろんな意味で県民生活の中で、いろんな県産材が使われているというのが、やはり今後の地産地消にもなりますので、これについては、しっかり取り組んでいきます。

○上里直司委員 含みつ糖対策について質疑をいたします。とにかく今、深刻な状況と聞いています。4800トンの在庫の点からすると、在庫を抱えて保管料とか管理に大変なコストがかかると。これを保管するよりも捨てるほうがいいのではないかというぐらいの声も出ているらしいんです。つまり、保管をしても品質が落ちてしまって、味が落ちてしまう。または、値引きしようにも値引きすることができない。団体の皆さんからそういうことを聞いていませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回、経済不況ということもあって、あるいは今の輸入含みつ糖と再生糖との競合ということがあって、在庫を抱えているというのは聞いております。

○上里直司委員 在庫を抱えて、それだけではないんです。結局、安売りもできないし、それをずっと保管していても、品質も落ちていくというぐらいで、本当に在庫を抱えたものがにっちもさっちもいかないという状況なんです。そういう状況で、市況対策をどうするのか、何とかしてほしいという要望があって、先日も予算特別委員会で質疑しましたけれども、海外、香港や台湾や中国の市場では、沖縄の特産物といえばイコール黒糖というぐらい知名度の高いものなんです。それも報告されているんです。やはり観光商工部も含めて、市況対策というかマーケットというのをぜひつかんで積極的に売り込む。今回も県単独制度もありますけれども、それだけでは少ないと思いますよ。ぜひ交付金なども使って、販路拡大をもっと真剣に、売れ残りがないように、ぜひやっていただきたいんですが、どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 実は、黒糖工場の方とお会いをして話を聞いたら、在庫を抱えているという話の中で、委員がおっしゃるように県外だけではなくて、国外も視野に入れてやるべきではないかということで、現在シークワァーサーなり食肉も平成22年度からいこうとしていますので、やはり黒糖もそういう形で国外も視野に入れて、やはり県外・国外も入れて、両面作戦で取り組んでいこうということで、この前話し合いしましたので、これから具体的に詰めていきたいと思えます。

○上里直司委員 そういう意味では、知事も含めて、各島々で生産される含みつ糖を売り歩くぐらいのセールスマンに、農林水産部長、なってもらわないと。要請に行くときも必ず含みつ糖携えて、持って行って、堂々と言うぐらい、そういうぐらいの気概でもってやっていただきたい。農林水産部長、その決意も込めてもう一度お願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 2月の含みつ糖要請のときには、しっかり持って行って、大臣にもこれですよということでPRをしてきましたので。しかしこれでは足りませんので、やはり回数を重ねることが大事だと思いますので、しっかりこれはPRしていきます。

○上里直司委員 最後に倉庫保管料なども、本当に大変な状態なので、今予算案が出た段階ですけれども、その業界の皆さん方の悲痛な叫びというものも、ぜひ対応していただきたいということを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今の糖業問題に触れさせてもらいたいんだけど、将来の農家所得補償方式と絡めて、この糖業問題というのは、どういう方向に行くということで理解と議論をされていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、米農家の戸別所得補償方式が、平成22年度にモデルケースで実施されます。それを踏まえて、平成23年度に本格的にという話になっていますので、その中で今のさとうきびについても、しっかり所得を確保するという面からでは、やはり米農家戸別所得補償方式に準じた形の対応ができないものかを、今のモデルケースの状況を見ながら、しっかりと国へ対応を検討するようにしていきたいと思います。

○座喜味一幸委員 甘味資源に対する自給率の目標とか、そういうものに関して非常に国そのものの取り組みが弱いし、今の糖業問題の後ろに極めて不安定な要因を幾つか抱えていますよね。例えば一生懸命分みつ糖に近いような価格体系にもっていきますだとか、あるいは生産奨励で技術力を高めますとかあるんだけど、根本の問題として、我々の沖縄の糖業が抱えている、この黒糖が抱えている問題の一つに、黒糖はつくった、確かに補助金で買い入れをしてあげましょうということは、予算担保を県がするとしても、今度はこの問題の中に、8300トンの平成19年度産、それから平成20年度産が8800トンですか、生産されたならば、もう各製糖工場は売れずに、保管料がかさんで、だぶついて何とかしてくれという、何とかなるだろうぐらいで保管されているという現実、そういう現実があって、黒糖の需要量拡大に対する見通しも立たない。それから、では一生懸命生産して奨励されて、では生産量ふやしたら、それに関してさらに黒糖がだぶついてくる、製糖に対する補助金がふえてくる。その辺の根本的な問題が解決されていない、これをどうするんだという、当面黒糖が余って大変なんだよ、何とかしてくれという話が、製糖工場の幹部の方も頭抱えているんですよ。だからこの根本的な問題をどうするんですか。先ほど県産品だという表示をするだけで、本当に需要がふえますか、どうなんでしょう。

○比嘉俊昭農林水産部長 量販店などで黒糖が販売されていますけれども、そこには沖縄産黒糖という表示がないものが多いです。ほとんどが再製黒糖でつくった黒糖があって、それが結構並んでいて、それから輸入糖もそういうこと

で、ないと。ただし、一方価格は安いという状況があつて、それに対して沖縄産含みつ糖は、それだけコストをかけているということで、価格差があります。そうすると、当然そこには価格の問題でなかなか勝負できないということがあります。そういうことで、1つには黒糖というのは、今の再製糖なり輸入糖なり、予算はきっちりPRすることが大事であると。そして差別化ですね。そのためにはやはりJAS法一農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の中で原産地表示するとか、品質基準をしっかりと法律的にやるものが一つあるのではないかというのが1つです。それから、PR不足という部分がありますので、そういう意味では県外、これまでは県外だけという話ですが、国外も視野に入れてやる必要があるのではないかと。聞きましたら、いろいろ国外でもファミリーマートとかあると聞いておりますので、そことの連携をするとか、やはりトータルで販売対策をしっかりとやる必要があるのではないかとということで、当面はそういう話になるのかなと。ただ、やはりそれでも抜本的には解決にはなっていないと思うので、やはりしっかり、つくったら当然それなりに農家所得が上がらないといけないと思うので、やはり同じさとうきびをつくっている島ですから、そういう意味では、制度的にもしっかりと分みつ糖と同じような制度でやってもらって、安心してつくれるという形の政策をやらないといけないと思っています。

○座喜味一幸委員 少し困難はあるけれどもそういう努力は必要だと思えます。要するに今余っている、各製糖工場が売れなくて、在庫に置いている、結局経営が厳しくなりますね、それをどうするんだという話。今まで離島の製糖工場は伊江島の黒糖に対して反対だと言っていた、だけど今言うところの行政的な、制度的な改革をしてくれるというので、多分オーケーしたと思うんです。でも、いずれにしても伊江島で液糖・粉糖ができた暁には、それは国際砂糖との競争もあるだろうが、国内への圧迫も県産品への圧迫もあると思う。そのときに余った砂糖に関しては、だれが担保して責任を持つんですかというような、けりのつけ方を集まった皆さんは、その責任の分担まで話し合ったと思うんです。それがないと離島の製糖工場は受けなかったと思うんです。これに関してどういう結論になっているのか、県はどのような情報を持っていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 仮に在庫を抱えた場合は、JAが一定程度の量を抱えて、JAのネットワークがありますので、そこで販売する手法もあるのではないかとということで、合意形成を聞いております。

○座喜味一幸委員 いずれにしても今の上里委員も言っていたように、4000トンの黒糖の在庫を抱えているという事態そのものは、黒糖製糖業そのものが根本的に問題だということになりますので、もう一回原点に立ち返って、制度面あるいは現場、生産、販売を含めてトータルとして黒糖問題に取り組まないといけないのではないかと、ぜひ検討の決意のほどを伺って締めます。

○比嘉俊昭農林水産部長 黒糖については、離島の中の離島に位置して、大変なところですので、しっかり政策で支えないといけないという部分もありますので、これについては、先ほども話したように新しい振興計画の中でも、しっかり制度として盛り込むような形で検討していきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 1ページの陳情第80号の楚洲仲尾線。全部絡みますので、陳情第84号のヤンバル林道事業の中止というのと、沖縄県の森林の整備、林業の振興に関する陳情、これらを含めて一括して質疑したいんですが、先ほど長間森林緑地課長からの説明で資料を見ながら、林道建設、また森林組合の皆さん方の事業等もありまして、私はどちらかということとその林道建設に当たっては賛成の立場から、こういった道路整備をしないとそういった事業は生かされないということもありまして。ただ、渡久地委員からもいろいろ問題提起ありまして、指摘がありました。そして最後に締めのあいさつで、すべて林道建設を否定しているわけではないですということもありまして、経済労働委員会でも、道路の整備状況、また森林組合の皆さんとの賛成・反対の現場調査も行っていました。その中で、やはり必要性もあるし、むやみやたらに自然を壊すのはどうかという意見もたくさんあって、ずっとこれまで継続審議になってきた経緯があります。今回いろんな調査の結果、休止ということですが、私は先ほど説明がありました木材の生産便益やそういった数字を上げて、また何年後かに地元の声があつて、必要に応じて再開すべきだと思っております。なぜならば、農林水産振興計画に基づいて木材拠点の産地の認定を受けている関係で、地元からの要望があつて建設がされたはずであります。ただ、むやみやたらにこれだけの道路が必要かということに関しては疑問もありますが、今回の休止を受けて、ぜひ農林水産部長、この間に調査しながら、地元との意見もしっかり組みながら、私は必要に応じては、これもまた実施すべきだと思っております。そこで質疑したいんですが、先ほど渡久地委員の話で長間森林緑地

課長が、今度退職されると聞きましたけれども、長間森林緑地課長がこの2年間、各委員からいろんな質疑が出まして、まじめに丁寧に答えている印象が強く、林業についての長間森林緑地課長の思いを、ぜひ聞きたいと思います。

○長間孝森林緑地課長 ありがとうございます。本当にこういう発言をさせていただいて、ありがとうございます。私2カ年間、県議会とかマスコミを含めて、特に経済労働委員会の委員の皆様方には本当にお世話になって、大変貴重な勉強をさせていただきました。たまには胃が痛いときもありましたけれども、今回、部内でも本当に真剣にワーキングチーム、それから評価チームも組んで検討してまいりました。私は、やはりそこで人が生活しているし、それから県内には210の小木工とか県産材を必要としている方もいると。やはり、こういう方々に安定的に材料を供給したり、それから地域における雇用の確保、こういうのもやっつけていかなければいけない。一方、本当にヤンバルには貴重な野生生物がたくさんおります。そういう部分で、何とか両方成り立つような、地域の振興も図りながら貴重な野生生物も保護できる、そういうふうな、比嘉農林水産部長が先頭に立って合意形成を取り組みとということを言っておりますので、私は部長に託して、4月から一県民として、農林水産業の振興に取り組んでいきたいと思っております。きょうはありがとうございました。

○中川京貴委員 私は、2年間しか御一緒させていただいていないんですが、やはり、森林緑地課長が誠心誠意取り組んでいる姿は、渡久地委員も十分理解していると思います。ですから最後に、否定はしていませんよという言葉が思いやりかと思っておりますので、これからもまた一県民としての活躍を、しっかり県を支えていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 1つお願いがあるんですが、ずっと前から気になっていたとか希望したかったんですが、リュウキュウマツの名札ですね、欲しいんですよ。会派によっては持っているところもあるんですが、ぜひこれを回覧というか。私は役場にいるころ、担当して売って歩いたんですが、2種類ありますよね。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。
まず初めに、乙第15号議案から乙第18号議案までの条例議案4件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案から乙第18号議案までの条例議案4件は原案のとおり可決されました。
次に、陳情等の採決を行います。
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情26件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る農林水産業予算の削減についてを議題に追加し、直ちに審査を行うことについて協議した結果、本件を議題に追加し、直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る農林水産業予算の削減

については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る農林水産業予算の削減についてを議題といたします。

本件について、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、農林水産業予算の削減に反対する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての農林水産業予算の削減に反対する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務調査事項労働問題についてに係る那覇地域職業訓練センターの廃止問題についてを議題に追加し、直ちに審査を行うことについて協議した結果、本件を議題に追加し、直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項労働問題についてに係る那覇地域職業訓練センタ

一の廃止問題については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項労働問題についてに係る那覇地域職業訓練センターの廃止問題についてを議題といたします。

本件について、議員提出議案として意見書及び決議を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、那覇地域職業訓練センターの廃止問題に関する意見書及び決議を議員提出議案として提出するか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書及び決議を案のとおり提出することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての那覇地域職業訓練センターの廃止問題に関する意見書及び決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

次回は、明 3月18日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子